



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年9月30日金曜日 第2812号

## ◇ 目次 ◇

医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	716
施術機関の指定.....	( " ) ...	716
指定医療機関の変更.....	( " ) ...	716
指定医療機関の休止の届出.....	( " ) ...	717
医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定.....	( " ) ...	717
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	( " ) ...	717
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	( " ) ...	717
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	( " ) ...	717
指定自立支援医療機関の指定(2件).....	(障がい福祉課) ...	718
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	718
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	(会計課) ...	719
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ...	719
道路の供用開始(県道新居浜別子山線).....	( " ) ...	719
道路の区域変更(県道松山川内線).....	(中予地方局管理課) ...	720
道路の供用開始(県道松山川内線).....	( " ) ...	720
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	720
道路の区域変更(県道宿毛城辺線).....	(南予地方局愛南土木事務所) ...	720
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	721
道路の区域変更(県道串内子線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	721
道路の供用開始(県道串内子線).....	( " ) ...	721

## 公 告

人事行政の運営等の状況の公表.....	(人事課) ...	721
サーベイメータ及びデジタル式警報線量計(アロカ製)保守点検業務の委託.....	(原子力安全対策課) ...	761
技能検定の合格者.....	(労政雇用課) ...	762

## 雑 報

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の平成27年度に係る財務諸表の公告.....	(保健福祉課) ...	770
--	-------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1079号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成28年9月30日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
リオン薬局丹原店	西条市丹原町今井108番地2	平成28年9月1日

### ○愛媛県告示第1080号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成28年9月30日

愛媛県知事 中村時広

施 術 機 関	施 術 所	指 定
氏 名	名 称	年 月 日
伊田彰子	ひなた鍼灸院 南宇和郡愛南町城辺甲2071-1	平成28年 8月5日

### ○愛媛県告示第1081号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

平成28年9月30日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(变更后) いしづち眼科	新居浜市庄内町一丁目8-30	平成28年8月1日

(変更前)  
鈴木眼科

平成28年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1082号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように休止した旨の届出があった。

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
林整形外科クリニック	宇和島市新町二丁目1-1	平成28年 8月31日

○愛媛県告示第1083号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成28年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社サスケ	新居浜市西町1番30号	訪問看護ステーションまごころ	四国中央市土居町津根3357-1	平成28年 8月1日

○愛媛県告示第1084号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成28年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人たかはし歯科	南宇和郡愛南町城辺甲1916-1	たかはし歯科	南宇和郡愛南町城辺甲1916-1	平成28年 4月1日
有限会社チェリー薬局	新居浜市垣生一丁目7番21号	チェリー薬局垣生店	新居浜市垣生一丁目7番21号	平成28年 8月5日

○愛媛県告示第1085号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成28年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社プレム・ダン	岡山県岡山市南区泉田425番地24	介護相談事業所凜として	今治市別宮町一丁目1番地26	平成25年11月1日

○愛媛県告示第1086号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成28年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人たかはし歯科	南宇和郡愛南町城辺甲1916-1	たかはし歯科	南宇和郡愛南町城辺甲1916-1	平成28年 4月1日
有限会社チェリー薬局	新居浜市垣生一丁目7番21号	チェリー薬局垣生店	新居浜市垣生一丁目7番21号	平成28年 8月5日

○愛媛県告示第1087号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年 9 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
リオン薬局 丹原店	西条市丹原町今井108番地2	株式会社 R I S E	薬局（育成医療・更生医療）	平成28年 9月1日

○愛媛県告示第1088号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年 9 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
合同会社リハテラス	新居浜市西の土居町一丁目4番34号	タートル訪問看護リハステーション	新居浜市西の土居町一丁目4番34号	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	平成28年 9月1日
株式会社サスケ	新居浜市西町1番30号	訪問看護ステーションまごころ	四国中央市土居町津根3357-1	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	平成28年 9月1日

○愛媛県告示第1089号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 9 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
今治くすのきガーデン	今治市旭町三丁目2番4 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前9時	平成28年 9月15日	平成28年 9月14日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後8時	午後10時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後8時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前9時から午後9時まで	午前6時から午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1090号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成28年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
八第 18号	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地26 0番地	指定金融機関 伊予銀行川之石支店	売りさばき人住所 八幡浜市保内町宮内 1 番耕地260番 地 売りさばき所 八幡浜市保内町宮内 1 番耕地260番 地 八幡浜市役所保内庁舎内	売りさばき人住所 八幡浜市保内町川之石 3 番耕地25番 地 売りさばき所 八幡浜市保内町川之石 3 番耕地25番 地	平成28年 8月29日
久第 16号	喜多郡内子町小田81番地	指定金融機関 伊予銀行小田支店	売りさばき人住所 喜多郡内子町小田81番地 売りさばき所 喜多郡内子町小田81番地	売りさばき人住所 喜多郡内子町小田115番地 1 売りさばき所 喜多郡内子町小田115番地 1	平成27年 8月 3日
八第 20号	西宇和郡伊方町三崎692番地	指定金融機関 伊予銀行三崎支店	売りさばき人住所 西宇和郡伊方町三崎692番地 売りさばき所 西宇和郡伊方町三崎692番地 伊方町役場三崎支所内	売りさばき人住所 西宇和郡伊方町三崎1169番地 売りさばき所 西宇和郡伊方町三崎1169番地	平成28年 8月 1日

○愛媛県告示第1091号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般 - 23) 第241号	平成23年 9月 1日	シコクアス(株)	戒田 憲昭	新居浜市桜木町11 - 41	平成28年 8月10日	板金工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 27) 第9000号	平成28年 1月10日	(株)渡辺電業舎	渡邊 秀一	新居浜市東田 2 - 甲1761 - 1	平成28年 8月10日	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 27) 第16707号	平成27年 7月13日	(有)田窪工機	田窪 健吾	新居浜市多喜浜 2 - 3 - 24	平成28年 8月10日	とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 25) 第15365号	平成25年 7月23日	大新電設工業	永易 利将	新居浜市清水町 9 - 12	平成28年 8月17日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 27) 第7544号	平成27年 8月12日	丸隆建設(株)	竹久保隆則	西条市飯岡3972 - 1	平成28年 8月17日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 23) 第14873号	平成23年 12月11日	(有)四国重機リース	白石真奈美	新居浜市磯浦町乙618 - 1	平成28年 8月22日	鉄筋工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 27) 第17629号	平成27年 12月21日	樹鴻園	石畑 稔	新居浜市中萩町 8 - 6	平成28年 8月24日	土工事業 造園工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 23) 第16918号	平成23年 9月 6日	近藤型枠	近藤 義明	西条市福武甲1029 - 2	平成28年 8月26日	大土工事業	建設業の廃止
(般 - 23) 第12565号	平成24年 2月28日	(有)長野建設	長野登志雄	新居浜市船木2912 - 11	平成28年 8月29日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1092号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市中筋町1丁目2799番4から 同市角野新田町3丁目2822番2まで	平成28年9月30日

○愛媛県告示第1093号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	松山川内線	松山市平井町甲1419番から 同町甲1240番1地先まで	旧	メートル 9.4～9.8	キロメートル 0.133	
			新	9.8～22.4	0.133	

○愛媛県告示第1094号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市平井町甲1419番から 同町甲1255番2まで	平成28年9月30日

○愛媛県告示第1095号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年9月30日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
28中局建（開）第24号 平成28年9月16日	伊予市米湊字西ノ原386番1、387番、388番	伊予市米湊834番地20 （株）亀岡 代表取締役 亀 岡 英 文

○愛媛県告示第1096号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町脇本750番2から 同町脇本696番2まで	旧	メートル 8.8～16.6	キロメートル 0.090	
			新	12.7～37.3	0.089	

## ○愛媛県告示第1097号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 9 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町脇本750番2から 同町脇本696番2まで	平成28年 9 月30日

## ○愛媛県告示第1098号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 9 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	串内子線	喜多郡内子町内子3849番地先から 同町内子3789番5まで	旧	メートル 11.4～25.9	キロメートル 0.040	
			新	11.1～15.3	0.040	

## ○愛媛県告示第1099号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 9 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串内子線	喜多郡内子町内子3847番から 同町内子3789番5まで	平成28年 9 月30日

---

公 告

---

## ○公 告

人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成28年 9 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 人事行政の運営の状況

## (1) 任免及び職員数に関する状況

## ア 職員の採用の状況

平成27年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で570人です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

## (7) 知事

(単位：人)

区分	行政事務	総合土木	建築	農業	林業	水産	化学	薬剤師	心理判定員	児童自立支援専門員
男性	25	11	1	4	4	1	1	0	0	2
女性	17	4	0	1	1	0	0	1	1	0
合計	42	15	1	5	5	1	1	1	1	2

区分	保健師	獣医師	看護師	医師	合計
男性	0	2	0	0	51
女性	2	1	6	1	35
合計	2	3	6	1	86

割愛採用者、自治医大医師は除いている。

## (4) 公営企業管理者

(単位：人)

区分	行政事務	医師	薬剤師	診療放射線技師	理学療法士	臨床工学技士	作業療法士	看護師	合計
男性	1	34	2	2	2	2	1	14	58
女性	0	8	2	0	1	2	0	96	109
合計	1	42	4	2	3	4	1	110	167

割愛採用者は除いている。

## (7) 教育委員会

(単位：人)

区分	行政事務	小中学校教諭	高等学校等教諭	高等学校実習助手	養護教諭	学校事務	栄養教諭	司書	合計
男性	1	48	38	1	0	11	0	0	99
女性	0	55	46	1	10	15	3	1	131
合計	1	103	84	2	10	26	3	1	230

割愛採用者は除いている。

## (工) 警察本部長

(単位：人)

区分	警察官	警察官(武道)	警察官(情報)	警察官(航空)	警察事務	警察事務(情報)	合計
男性	53	2	1	1	1	1	59
女性	24	0	0	0	4	0	28
合計	77	2	1	1	5	1	87

## イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。平成27年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて852人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区分	知事	公営企業管理者	人事委員会	議会議長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合計
定年退職	105	14	1	2	1	356	68	547
定年前退職	23	117	0	0	0	129	36	305
合計	128	131	1	2	1	485	104	852

割愛退職者は除いている。

## ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができることとされています。任期は1年ですが、4回まで任期を更新することができます。平成27年度における新規再任用者数は136人、任期更新者数は315人、離職者数は119人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	議会議長	教育委員会	警察本部長	合計
新規再任用者数	37	5	1	84	9	136
任期更新者数	119	13	2	160	21	315
離職者数	47	6	1	55	10	119

## エ 職員数の状況

平成27年及び平成28年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と平成28年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、以下のとおりです。

(ア) 部門別職員数の状況と平成28年の職員数の主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成27年	平成28年		
一般 行政 部門	議 会	29	30	1	短時間再任用職員の退職に伴う一般職員の配置
	総務企画	625	652	27	国体準備業務の増、業務執行体制の効率化
	税 務	175	172	3	業務執行体制の効率化
	民 生	343	351	8	子育て・障がい者支援体制の強化
	衛 生	470	462	8	業務執行体制の効率化
	労 働	85	85		
	農林水産	1,003	1,007	4	T P P 対応、フルタイム再任用職員の増
	商 工	203	203		
	土 木	786	778	8	業務執行体制の効率化
	小 計	3,719 [ 140 ]	3,740 [ 117 ]	21 [ 23 ]	
特別 行政 部門	教 育	12,091	12,023	68	児童生徒数の減少による教職員の減
	警 察	2,800	2,794	6	退職不補充
	小 計	14,891 [ 234 ]	14,817 [ 229 ]	74 [ 5 ]	
公 営 企 業 部 門		2,042 [ 12 ]	2,081 [ 17 ]	39 [ 5 ]	県立病院における診療体制の強化
合 計 ( 条例定数 )		20,652 [ 386 ] ( 21,690 )	20,638 [ 363 ] ( 21,569 )	14 [ 23 ]	

注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員は含まれていません。

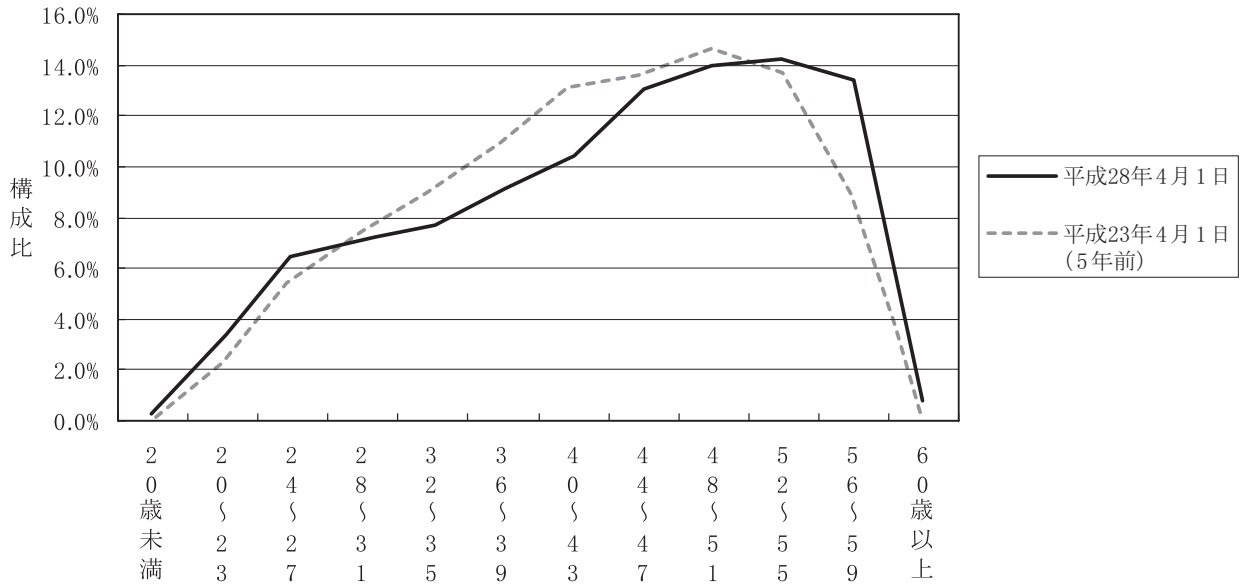
2 [ ]内は、再任用短時間職員の数であり、外書きです。

3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「(2) 給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。

4 一般行政部門には、知事の事務部局(公立大学法人愛媛県立医療技術大学への派遣職員を除く。)のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。



(イ) 年齢別職員構成の状況 (平成28年 4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	52	663	1,366	1,483	1,598	1,886	2,132	2,669	2,907	2,939	2,776	167	20,638
構成比	0.3%	3.2%	6.6%	7.2%	7.7%	9.1%	10.3%	12.9%	14.1%	14.2%	13.5%	0.8%	100.0%

(ウ) 定員適正化の数値目標及び進捗状況

a 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成28年 4月1日	平成31年 4月1日	平成31年 4月1日までの4年間で一般行政部門の職員数(3,700人)を74人程度(2%)削減(第六次定員適正化計画)。

b 定員適正化手法の概要

スクラップ・アンド・ビルドの徹底、業務執行リーダー制の効果的運用等による機動的な執行体制づくり、業務効率化の徹底やアウトソーシングの更なる推進、再任用職員の一層の活用、年齢構成の平準化や優秀な職員確保に向けた方策の強化に取り組みながら、定員適正化に努めました。

c 第六次定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年 4月1日現在)

区分	職員数	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成28～31年計	(参考)数値目標
		(計画前年)	(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)		
一般行政部門	職員数	3,700 [3,719]	3,702 [3,740]					3,626人程度
	増減		2 [21]				2 [21]	74人程度
教育部門	職員数	12,052 [12,091]	11,941 [12,023]					
	増減		111 [68]				111 [68]	
警察部門	職員数	2,799 [2,800]	2,787 [2,794]					
	増減		12 [6]				12 [6]	

公営 企業 部門	職員数	2,036 [ 2,042 ]	2,077 [ 2,081 ]					
	増減		41 [ 39 ]				41 [ 39 ]	
計	職員数	20,587 [ 20,652 ]	20,507 [ 20,638 ]					
	増減		80 [ 14 ]				80 [ 14 ]	

注1 計画期間は、平成28年度から平成31年度までの4年間です。

2 [ ]内の数値は、フルタイム再任用職員を含んだ職員数及び増減数を示すものです。

なお、フルタイム再任用職員については、第六次定員適正化計画における数値目標の対象外としています。

## (2) 人事評価の状況

### ア 定期人事考課

#### (ア) 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

課長級以下の一般職の職員を対象に、平成26年12月1日から平成27年11月30日までの期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、評定を受ける職員の直近上位の職位となる管理職職員が評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

#### (イ) 教育委員会（市町立学校教職員）

平成26年11月1日から平成27年10月31日までの期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、校長の評定は市町教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、市町教育長が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

#### (ウ) 教育委員会（県立学校教職員）

平成26年11月1日から平成27年10月31日までの期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

#### (エ) 警察本部長

平成28年度から人事評価制度が本格運用となることから、平成27年度は、人事評価制度の試行運用を行い、これまで年1回行っていた勤務評定を廃止し、年1回の能力評価と年2回の業績評価に分けて評価しました。

能力評価は、平成26年11月1日から平成27年9月30日までの期間について、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で評価し、業績評価は、平成27年4月1日から9月30日までの期間及び平成27年10月1日から平成28年1月31日までの期間について、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で評価を行っています。人事評価の正式な期間については、能力評価は10月1日から翌年9月30日までの期間、業績評価は10月1日から翌年3月31日までの期間及び翌年4月1日から9月30日までの期間であるところ、平成27年度は、試行運用であること及び早期人事異動の影響等から前記期間で評価を行っております。

人事評価は、上席係長以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が評価者として評価を行い、上位の管理職職員が調整者として評価結果の調整を行った後、調整者の上位の職位にある確認者に提出し、確認を受けて確定します。

評価結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

### イ 特別人事考課

#### (ア) 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

条件附採用期間中の職員を対象に、採用の日から5か月を経過した日までの期間の勤務状況について、評定を行い、所属長（部長、病院長等）が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(イ) 教育委員会（市町立学校教職員及び県立学校教職員）

条件附採用期間中の教職員を対象に、採用の日から5か月（教員は10か月）を経過した日までの期間の勤務状況について、評価を行い、校長が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評価結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

なお、県立学校の教員については、平成16年度の特別人事考課から、教員として求められる資質である社会性、コミュニケーション能力、職務に対する意欲等について校長が評価し、教育委員会に報告することとしています。

(ウ) 警察本部長

条件附採用期間中の職員を対象に、条件附採用期間終了直前までの期間の勤務状況について、評価を行い、評価者、調整者及び確認者が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評価結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(3) 給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、知事等特別職の職員に支給する給与、議員の報酬等のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。平成27年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日現在)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	平成26年度 の人件費率
平成27年度	1,415,997 人	616,648,224 千円	2,429,877 千円	169,606,322 千円	27.5 %	28.0 %

(イ) 職員給与費の状況（普通会計予算）

平成28年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成28年度	19,009 人	83,917,792 千円	13,709,842 千円	32,051,207 千円	129,678,841 千円	6,822 千円

注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含んでいません。

2 職員数は、平成28年度当初予算に計上された数値であり、平成28年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

(ウ) 特記事項

平成28年度は、知事等特別職の給与の臨時的な減額措置を以下のとおり行っています。

特別職

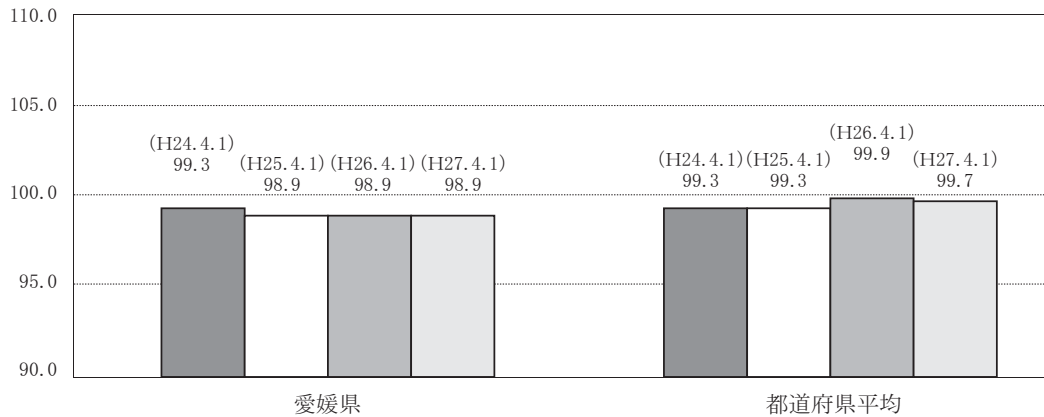
区分	給料
知 事	20 / 100
副知事	12 / 100
教育長、公営企業管理者、常勤監査委員	10 / 100

(エ) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

本県の平成27年4月1日におけるラスパイレス指数は、98.9と国よりも低くなっており、都道府県平均(99.7)を0.8ポイント下回っています。

なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大20%の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が74.0%（28年4月1日現在）であるのに対し、県職員は0.4%（28年4月1日現在）となっていますが、このラスパイレス指数には反映されていません。



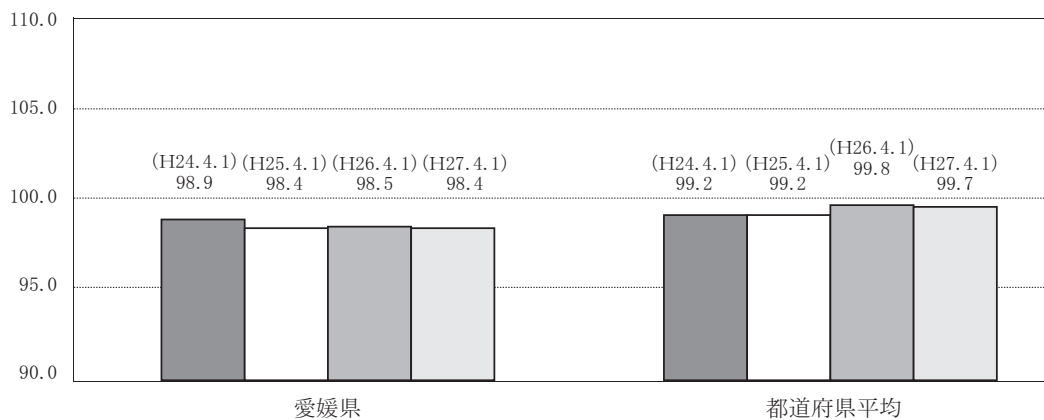
注1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(オ) パーシェ指数の状況（各年4月1日現在）

県職員の給与水準を示す指標として、ラスパイレス指数の他にパーシェ指数があり、本県の平成27年4月1日におけるパーシェ指数は、98.4と国よりも低くなっています。

なお、ラスパイレス指数は国家公務員の職員構成を基準として算出するのに対して、パーシェ指数は本県の職員構成を基準として算出するもので、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



## イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など9種類の給料表を定めています。

平成28年4月1日現在における職員数（企業会計関係職員2,081人及び再任用短時間勤務職員346人を含まない。以下(イ)及び(ウ)において同じ。）は、18,557人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員及び船員（以下「税務職員等」という。）を除いた職員をいう。以下(ウ)において同じ。）3,979人（21.4パーセント）、技能労務職 244人（1.3パーセント）、高等学校（特別支援学校を除く。）教育職 2,426人（13.1パーセント）、中学校・小学校教育職 7,712人（41.6パーセント）及び公安職 2,425人（13.1パーセント）の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

## a 一般行政職（行政職給料表適用者（税務職員等を除く。））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	44.7歳	340,457円	433,564円

## b 技能労務職（技能労務職に係る給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	51.2歳	331,345円	369,880円
うち 用務員	50.1歳	330,215円	372,898円
うち 自動車運転員	55.3歳	331,046円	374,113円
うち 学校給食員	50.4歳	330,817円	363,052円

## c 高等学校教育職（高等学校等教育職員給料表適用者（特別支援学校職員を除く。））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	44.3歳	381,490円	435,702円

## d 中学校・小学校（幼稚園）教育職（中学校・小学校教育職員給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	46.3歳	382,144円	418,988円

## e 公安職（公安職給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	38.6歳	321,719円	425,550円

注1 平均給料月額とは、平成28年4月1日現在における職種ごとの職員の給料、給料の調整額及び教職調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

## (イ) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

平成28年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

区 分		愛 媛 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	180,730円	総合職（大卒） 190,200円 一般職（大卒） 176,700円
	高校卒	147,313円	一般職（高卒） 144,600円
技 能 労 務 職	高校卒	140,099円	-
	中学卒	124,432円	-
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	209,980円	-
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	209,980円	-
公 安 職	大学卒	203,108円	総合職（大卒） 213,400円 一般職（大卒） 205,200円
	高校卒	170,494円	一般職（高卒） 166,700円

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

平成28年4月1日現在における代表的な職種の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況は、以下のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大学卒	257,723円	359,263円	380,542円	395,476円
	高校卒	223,429円	304,220円	353,552円	361,814円
技 能 労 務 職	高校卒			304,453円	325,052円
	中学卒				
高等学校教育職	大学卒	303,085円	400,474円	428,042円	441,681円
	高校卒		310,995円	364,543円	406,856円
中学校・小学校 教 育 職	大学卒	297,341円	385,200円	413,549円	427,103円
	高校卒				
公 安 職	大学卒	278,513円	381,430円	411,177円	419,471円
	高校卒	248,458円	339,847円	396,713円	410,336円

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数

学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

## ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

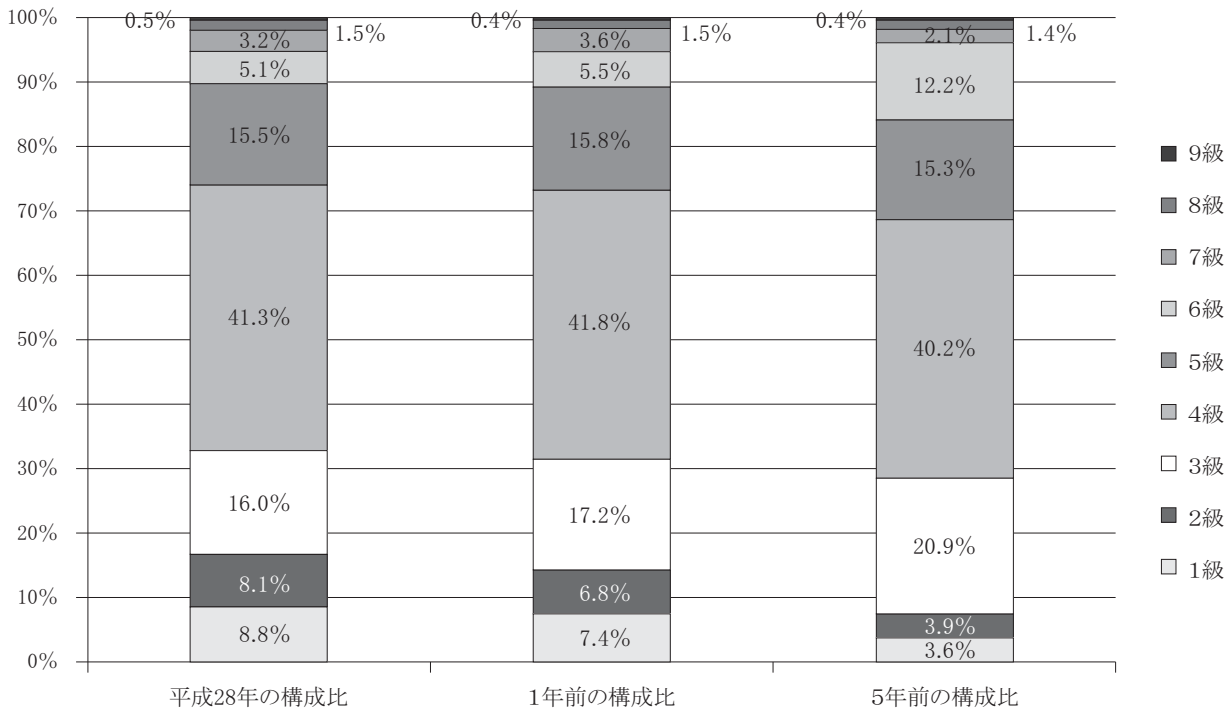
本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の1級から9級までの区分と同じです。

平成28年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	347人	8.8%	140,590円	246,961円
2級	主事・技師	320人	8.1%	190,865円	304,060円
3級	主任・係長	629人	16.0%	227,192円	350,020円
4級	専門員	1,626人	41.3%	260,809円	381,129円
5級	課長補佐・主幹	613人	15.5%	287,201円	393,171円
6級	課長	203人	5.1%	318,109円	410,431円
7級	参事	125人	3.2%	362,564円	445,252円
8級	局長	59人	1.5%	408,324円	469,035円
9級	部長	18人	0.5%	458,800円	528,142円
計		3,940人	100.0%		

注1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 再任用職員は含んでいません。



## エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。

主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、平成27年度普通会計決算ベースの額です。

### (ア) 期末手当・勤勉手当

愛 媛 県			国		
1人当たり平均支給額（平成27年度決算）			-		
1,581千円					
（平成27年度支給割合）			（平成27年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.6 月分	1.6 月分		2.6 月分	1.6 月分	
(1.45 月分)	(0.75 月分)		(1.45 月分)	(0.75 月分)	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.0月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

### (イ) 退職手当（平成28年4月1日現在）

愛 媛 県			国		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の			職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の		

在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） 自己都合 勤奨・定年 1人当たり平均支給額 4,657千円 23,107千円	在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置（2～45%加算）
---	--

注 1人当たり平均支給額は、平成27年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(ウ) 地域手当（平成28年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区、大阪府大阪市、愛知県名古屋市、広島県広島市、香川県高松市及び兵庫県三木市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。加えて、東日本大震災に係る宮城県への復興事業等に従事するため、地方自治法第252条の17の規定に基づき、愛媛県から宮城県に派遣される職員について、愛媛県と宮城県の協定に基づいて支給しています。

支 給 実 績（平成27年度決算）			53,645千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）			705,855円	
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	国の支給率
医 師		16%	25人	16%
医師以外	東京都（特別区）	20%	27人	20%
	大阪府（大阪市）	16%	7人	16%
	愛知県（名古屋市）	15%	1人	15%
	広島県（広島市）	10%	1人	10%
	香川県（高松市）	6%	4人	6%
	兵庫県（三木市）	3%	3人	3%
	宮城県（仙台市）	4.5%	2人	6%

注 支給対象職員数は、平成28年4月1日現在の職員数です。

(エ) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

支給実績（平成27年度決算）		1,396,048千円		
支給職員1人当たり平均支給額（平成27年度決算）		121,258円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）		59.7%		
手当の種類（手当数）		55		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成27年度）	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県税事務に従事する職員	納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等	1,196千円	日額 500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事する職員	伝染病患者等の救護作業 伝染病菌の付着した物件等の処理作業 伝染病菌を有する家畜等の防疫作業	98千円	日額 290円
産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当	産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員	人体に有毒なガスの発生を伴う業務 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 病理細菌を取り扱う業務	1,890千円	日額 290円 及び 日額 200円



特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等	4千円	日額 560円 日額 220円
レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	254千円	日額 230円
児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当	児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員	児童の一時保護作業 児童及び精神障害者等の心理判定作業 重症心身障害児等の看護作業等 精神障害者等の看護作業等	9,577千円	日額 350円 ～ 日額 420円
児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設に勤務する職員	児童の自立支援又は生活支援の業務	6,219千円	日額 820円、1,480円、 2,220円
県警察に勤務する職員の特殊勤務手当				
私服員の捜査、逮捕作業等手当	当該作業に従事する私服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業	80,742千円	日額 560円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警察職員	指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業	7,044千円	日額 280円又は560円
交通取締用自動車等運転作業手当	当該作業に従事する警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	31,716千円	日額 420円又は560円
山岳捜索救難作業手当	山岳救助警備隊に属する警察職員	山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業	34千円	日額 840円
警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	31,269千円	日額 340円
身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛作業 その他の要人等の警護作業	349千円	日額 1,150円 日額 640円
銃器犯罪捜査作業手当	当該作業に従事する警察職員	銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業 保護対象者の身辺警戒又は固定警戒の作業	0千円	日額 1,640円 日額 820円又は1,100円 日額 820円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員	ひき逃げ捜査作業	1,065千円	日額 560円
交通取締等作業手当	当該作業に従事する交通専務員	共同危険行為取締作業 交通取締り( の作業を除く。)、 整理及び事故処理作業	7,285千円	日額 560円 日額 310円
留置場等看守作業手当	当該作業に従事する警察職員	留置場等において収容者を看守する作業	4,507千円	日額 230円
被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	1,967千円	日額 230円
火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業(不発弾の処理作業を含む。)	8千円	日額 250円
夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員	夜間(深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)を含む時間)に従事する特殊業務	50,649千円	1回 410円、730円又は 1,100円
潜水作業手当	当該作業に従事する警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	25千円	1時間 310円又は780円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業 その他の死体取扱作業	26,774千円	1回 3,200円 1回 1,600円
爆発物処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	爆発物処理作業	0千円	1回 5,200円
特殊危険物質処理作業等手当	当該作業に従事する警察職員	特殊危険物質(サリン等)の処理作業 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業	0千円	日額 5,200円 日額 250円 日額 460円
緊急業務処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業	3,616千円	1回 1,240円

少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	442千円	日額 310円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業	0千円	日額 840円
術科指導作業手当	当該作業に従事する術科指導員	術科指導作業（本務として従事する作業を除く。）	23千円	1時間 300円
漁労手当	水産実習船に勤務する船員	漁業業務	781千円	日額 3,000円～8,400円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉主事 身体障害者更生相談所に勤務する 身体障害者福祉司 児童福祉司	要保護者等を訪問して行う指導等、 身体障害者に面接して行う相談等 又は児童等に面接して行う相談等 の業務	2,860千円	日額 510円
精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医、診察立会職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務	33千円	日額 320円
職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当	高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	2,559千円	日額 790円
と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査	2,745千円	日額 1,180円
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務	24千円	日額 420円
爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当	本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務	28千円	日額 250円
漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当	当該作業に従事する職員	漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業	1,111千円	日額 500円
夜間看護手当	子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	10,541千円	1回 2,000円から3,300円まで
家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務	4,929千円	日額 730円 （BSE検査：810円加算）
潜水手当	農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員	海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業	15千円	1時間 310円又は780円
用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当	農林水産部農業振興局農地整備課、土木部土木管理局用地課、地方局産業経済部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部（土木事務所を含む。）に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	2,298千円	日額 650円
身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員	看護業務 職業訓練又は生活指導の業務	110千円	日額 420円
精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務	337千円	日額 230円
航空手当	当該業務に従事する職員	航空機の操縦業務 航空機の整備等業務（整備士） 航空機に搭乗して行う訓練等の業務（及び 以外）	4,891千円	1時間 7,700円 1時間 4,500円 1時間 1,900円

<p>災害応急作業等手当</p>	<p>土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部（土木事務所及びダム管理事務所を含む。）に勤務する職員</p>	<p>異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等</p>	<p>0千円</p>	<p>日額 480円 日額 730円</p>
	<p>当該作業等に従事する職員</p>	<p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域において行う作業 本部長指示により居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うことされた地域において行う作業 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域の屋外において行う作業 帰還困難区域において行う作業 居住制限区域において行う作業</p>	<p>2,839千円</p>	<p>日額 20,000円～3,300円 屋外作業 日額6,600円 屋内作業 日額1,330円 屋外作業 日額5,000円 屋内作業 日額1,000円 日額 2,500円 屋外作業 日額6,600円 屋内作業 日額1,330円 屋外作業 日額3,300円 屋内作業 日額660円</p>
	<p>東日本大震災に対処するため当該作業に従事する職員</p>	<p>異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等</p>	<p>0千円</p>	<p>日額 480円 日額 730円</p>
<p>食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当</p>	<p>食肉衛生検査センターに勤務する職員</p>	<p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務</p>	<p>64千円</p>	<p>日額 1,180円</p>
<p>特殊自動車運転作業手当</p>	<p>農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局産業経済部今治支局地域農業室、中予地方局産業経済部産業振興課地域農業室及び南予地方局産業経済部産業振興課地域農業室に勤務する職員</p>	<p>大型特殊自動車等の運転作業</p>	<p>866千円</p>	<p>日額 290円</p>
<p>兼務手当</p>	<p>当該業務に従事する教育職員</p>	<p>定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。）</p>	<p>1,171千円</p>	<p>1時間 510円、610円又は670円</p>
<p>添削手当</p>	<p>当該業務に従事する教育職員</p>	<p>通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。）</p>	<p>5千円</p>	<p>添削1回 110円</p>
<p>教員特殊業務手当</p>	<p>当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のものに限る。）</p>	<p>非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 修学旅行等引率業務 対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） 部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの） 入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの）</p>	<p>647,765千円</p>	<p>日額 8,000円 日額 7,500円 日額 4,250円 日額 4,250円 日額 3,000円 日額 1,125円</p>
<p>多学年学級担当手当</p>	<p>公立の小学校又は中学校の2の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。）</p>	<p>当該多学年学級における授業又は指導業務</p>	<p>5,956千円</p>	<p>日額 290円</p>

教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	105,420千円	日額 200円
面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。）	5千円	1時間 760円
特別支援教育手当	特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員	障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務	326,614千円	日額 1,000円又は1,200円
道路上作業手当	地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員	交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業	4,014千円	日額 300円
家畜ふん尿処理作業手当	農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員	たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業	115千円	日額 290円

注 手当ごとの「支給実績（平成27年度）」は、給与システムによる支給分であるため、その合計は「支給実績（平成27年度決算）」と一致しません。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算額）	3,538,177千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	522千円
支給実績（平成26年度決算額）	3,577,336千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	543千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円</li> <li>・配偶者以外 6,500円</li> <li>・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円</li> </ul> 満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算	同	-	2,187,993千円	236,208円
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員等に支給	<b>【借家・借間居住者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円</li> <li>・家賃23,000円超55,000円未満（家賃額 - 23,000円）× 1 / 2 + 11,000円</li> <li>・家賃55,000円以上 27,000円（支給限度額）</li> </ul>	同	-	1,160,020千円	265,087円
初任給調整手当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：413,300円	同	-	60,975千円	1,270,313円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	<b>【公共交通機関利用者】</b> 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 上限額：78,000円	異	国上限額 55,000円	1,663,428千円	105,958円
		<b>【交通用具利用者】</b> 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円 ~ 片道95km以上47,200円	異	国上限額 31,600円		

単身赴任手当	公署を異にする異動等に 伴い単身で生活すること となった職員に対して支 給	30,000円 + 加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて8,000 ~ 70,000円	同	-	162,775千円	258,784円
管理職手当	管理又は監督の地位にあ る職員に対して支給	給料表別、職務の級別、区分別の定額	同	-	1,385,314千円	689,211円
特地勤務手当及び 特地勤務手当に 準ずる手当	離島その他の生活の著し く不便な地に所在する公 署等に勤務する職員に支 給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分 の2から100分の21までの範囲で、公署の 区分に応じた一定率を乗じた額	同	-	24,338千円	261,699円
へき地手当及び へき地手当に 準ずる手当	へき地学校等に指定され た学校に勤務する教育職 員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分 の2から100分の21までの範囲で、学校の 区分に応じた一定率を乗じた額			126,567千円	263,133円
定時制通信 教育手当	県立の高等学校で本務と して定時制教育又は通信 教育に従事する教育職員 等に支給	給料月額に100分の5から100分の7を乗じ た額 (管理職手当との併給調整あり。)			31,292千円	267,453円
産業教育手当	県立の高等学校で農業、 水産又は工業に係る産業 教育に従事する教育職員 に支給	給料月額に100分の7を乗じた額 (管理職手当等との併給調整あり。)			105,606千円	294,989円
義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校又は県立 学校に勤務する教育職員 に支給	上限額：8,000円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。)			777,258千円	67,388円
農林漁業普及 指導手当	農林漁業の普及指導に関 する事務に従事する職員 に支給	給料月額に100分の6を乗じた額			43,915千円	256,813円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外 又は休日等に宿直又は日 直をした場合に支給	4,200円 / 1回 ほか (勤務時間による増減あり。)	同	-	442,289千円	169,785円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される 職員が週休日等に勤務し た場合に支給	職責に応じて3,000円 ~ 12,000円 / 1回 の定額 (6時間を超える場合は加算あり。)	同	-	33,921千円	62,126円
夜勤手当	正規の勤務時間として午 後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務する職 員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与 額に100分の25を乗じた額	同	-	145,168千円	109,067円

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額の単価です。

## オ 特別職の報酬等の状況 (平成28年 4月 1日現在)

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,056,000円 (1,320,000円)
	副 知 事	888,800円 (1,010,000円)
報 酬	議 長	921,500円 ( 970,000円)
	副 議 長	826,500円 ( 870,000円)
	議 員	779,000円 ( 820,000円)
期 末 手 当	知 事	(平成27年度支給割合)
	副 知 事	3.15月分
	議 長	(平成27年度支給割合)
	副 議 長 議 員	3.15月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (支給時期) 132万円 × 在職月数 × 0.5 (任期毎)
	副 知 事	101万円 × 在職月数 × 0.38 ( " )

注 給料月額及び報酬月額は、知事等の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)及び愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例(平成27年6月30日条例第35号)に基づき、それぞれ知事20%、副知事12%、議長、副議長及び議員5%の減額をした後の額であり、( )内の金額は、減額前の額を記載しています。

## カ 公営企業職員の状況

### (ア) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来62年を経過し、現在、銅山川第一発電所（2基）、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所、畑寺発電所の合計9発電所（10基）において、最大出力67,530キロワットで営業しています。

#### a 職員給与費の状況

##### (a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成27年度	千円 2,186,327	千円 775,729	千円 370,494	% 16.9	% 18.6

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

##### (b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成28年度	人 64	千円 285,837	千円 71,669	千円 141,003	千円 498,509	千円 7,789

注1 職員数及び給与費は、平成28年度当初予算に計上された数値であり、平成28年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

#### b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日現在）

県営電気事業に従事する平成28年4月1日現在の職員数は、56人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (電気事業)	44歳4月	357,886円	443,355円 (564,858円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

#### c 職員の手当の状況

##### (a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（電気事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（平成27年度）		1人当たり平均支給額（平成27年度）	
1,791千円		1,581千円	
（平成27年度支給割合）		（平成27年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.6 月分	2.6 月分	1.6 月分
（1.45 月分）	（0.75 月分）	（1.45 月分）	（0.75 月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.0月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成28年4月1日現在）

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 退職者なし				自己都合	勸奨・定年
			1人当たり平均支給額	4,657 千円	23,107 千円

注 1人当たり平均支給額は、平成27年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）	29千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	1,383円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）	40.4%			
手当の種類（手当数）	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成27年度）	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ずい道水圧管内における調査、測量作業等 地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	千円 29	日額 570円 日額 400円 日額 340円 日額 220円 日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 0	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	30,708千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	749千円
支給実績（平成26年度決算）	33,293千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	793千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当 (平成28年 4月 1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 10,762	円 269,038
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 4,583	円 305,560
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 4,372	円 99,371
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 624	円 312,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 6,743	円 749,275
特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
管 理 職 員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 147	円 18,344
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 2,953	円 328,149

(イ) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年 4月 1日の営業開始以来52年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、今治地区工業用水道、西条地区工業用水道の3地区において、計画給水量249,220立方メートルで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率 (B/A)	平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成27年度	千円 1,260,176	千円 659,449	千円 148,445	11.8 %	10.9 %

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
平成28年度	人 22	千円 106,960	千円 22,051	千円 43,512	千円 172,523	千円 7,842

注1 職員数及び給与費は、平成28年度当初予算に計上された数値であり、平成28年 4月 1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成28年 4月 1日現在)

県営工業用水道事業に従事する平成28年 4月 1日現在の職員数 (再任用短時間勤務職員2人を含まない。)は、20人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。



区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	49歳10月	395,962円	459,917円 (593,899円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業 (工業用水道事業)		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額 (平成27年度)		1人当たり平均支給額 (平成27年度)	
1,758千円		1,581千円	
(平成27年度支給割合)		(平成27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.6 月分	2.6 月分	1.6 月分
(1.45 月分)	(0.75 月分)	(1.45 月分)	(0.75 月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員 (局長級以上の職員) については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.0月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当 (平成28年 4 月 1 日現在)

愛媛県公営企業 (工業用水道事業)			愛 媛 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置 (2~20%加算)			定年前早期退職特別措置 (2~20%加算)		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
1人当たり平均支給額	退職者なし	24,443 千円	1人当たり平均支給額	4,657 千円	23,107 千円

注 1人当たり平均支給額は、平成27年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当 (平成28年 4 月 1 日現在)

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当 (平成28年 4月 1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)		37千円		
支給職員 1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)		2,656円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成27年度)		66.7%		
手当の種類 (手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成27年度)	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ずい道水圧管内における調査、測量作業等 地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	千円 37	日額 570円 日額 400円 日額 340円 日額 220円 日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 0	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成27年度決算)	5,101千円
職員 1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	319千円
支給実績 (平成26年度決算)	6,703千円
職員 1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	394千円

注 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員 1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成 年度決算)」と同じ年度の 4月 1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当 (平成28年 4月 1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員 1人当たり平均支給年額 (27年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 4,236	円 249,176
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 324	円 324,000
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,654	円 156,136
単 身 赴 任 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 624	円 312,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,608	円 721,613
特 地 勤 務 手 当 及 び 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 21	円 5,250
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 13	円 6,500
夜 間 勤 務 手 当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0

## (ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来59年を経過し、現在、中央、今治、南宇和及び新居浜の4病院で、病床数1,659床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

## a 職員給与費の状況

## (a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成27年度	千円 43,121,427	千円 40,120	千円 15,787,363	% 36.6	% 29.7

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

## (b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成28年度	人 1,977	千円 8,142,573	千円 5,083,520	千円 3,264,583	千円 16,490,676	千円 8,341

注1 職員数及び給与費は、平成28年度当初予算に計上された数値であり、平成28年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

## b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成28年4月1日現在)

県営病院事業に従事する平成28年4月1日現在の職員数(再任用短時間勤務職員15人を含まない。)は、2,005人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県			
医 師	45歳10月	586,636円	1,363,512円 (1,535,385円)
看 護 師	39歳2月	310,677円	387,898円 (494,486円)
事務職員	45歳5月	357,251円	512,575円 (634,379円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

## c 職員の手当の状況

## (a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業(病院事業)		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額(平成27年度)		1人当たり平均支給額(平成27年度)	
1,460千円		1,581千円	
(平成27年度支給割合)		(平成27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.6 月分	2.6 月分	1.6 月分
(1.45 月分)	(0.75 月分)	(1.45 月分)	(0.75 月分)

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置
----------------------------------	----------------------------------

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.0月分となっています。  
2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成28年 4 月 1 日現在）

愛媛県公営企業（病院事業）			愛 媛 県		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	自己都合	勤奨・定年	1人当たり平均支給額	自己都合	勤奨・定年
医師	1,422 千円	17,643 千円		4,657 千円	23,107 千円
看護師	1,768 千円	19,406 千円			
その他	1,219 千円	21,804 千円			

注1 1人当たり平均支給額は、平成27年度中に退職した職員に支給された額の平均です。  
2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除くすべての職員です。

(c) 地域手当（平成28年 4 月 1 日現在）

支給総額（平成27年度決算）		259,404千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）		903,846円		
区分	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	愛媛県の制度（支給率）
医師		16%	277人	16%

注1 支給対象職員数は、平成28年 4 月 1 日現在の職員数です。  
2 医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。

(d) 特殊勤務手当（平成28年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成27年度決算）	449,548千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	295,100円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）	72.7%			
手当の種類（手当数）	9			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成27年度）	支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	千円 308	日額 290円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等にに従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	千円 3,390	日額 200円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	千円 7,861	日額 230円
伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護伝染病菌の付着した物件等の処理作業	千円 38	日額 290円

精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員	精神病患者等の看護又はこれらの者に接する業務	千円 90	日額 320円
夜間看護等手当	病院で深夜に勤務する看護師等 病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務 救急患者に対処するために命を受け自宅等でする待機 待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務	千円 361,179	1回 2,000円から3,300円まで 1回 860円 1回 1,620円
航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務	千円 19	1時間 1,900円
救急医療従事手当	病院に勤務する管理職医師	正規の勤務時間外において行う救急医療業務	千円 44,728	1時間当たりの給与額×従事時間
診療応援手当	病院に勤務する医師	他の県立病院等で従事する診療業務	千円 31,935	1回 5,000円から20,000円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	2,266,415千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	1,180千円
支給実績（平成26年度決算）	2,393,568千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	1,280千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 163,934	円 212,075
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 202,806	円 273,693
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 122,195	円 84,623
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 10,324	円 333,032
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 58,860	円 1,051,066
初任給調整手当	内容は、一般行政職の制度と同じ。 支給単価は、一般行政職の制度に加え、医師について次の額を支給。 ・職務の級に応じ24,000円又は30,000円 （南宇和病院に勤務する医師は124,000円又は130,000円）	異	医師への加算	千円 982,695	円 3,424,026
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 188,326	円 365,682
管 理 職 員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 13,735	円 240,963
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 205,761	円 194,481

(g) 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分	給 料 月 額 等
給 料	747,000円（830,000円）

期末手当	(平成27年度支給割合) 3.15月分
退職手当	(算定方式) (支給時期) 83万円×在職月数×0.25(任期毎)

注 給料月額、知事等の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)に基づき10%の減額をした後の額であり、( )内の金額は、減額前の額を記載しています。

#### (4) 勤務時間その他の勤務条件の状況

##### ア 勤務時間の状況

平成27年度における職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は、午後零時から午後1時まで)となっています。

##### イ 休暇の状況

###### (ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。平成27年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

(単位:日)

区分	知事	公営企業管理者	人事委員会	議会議長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長
平均取得日数	9.7	8.7	6.4	9.1	9.2	10.1	8.5

###### (イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障害のため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

#### (5) 休業の状況

###### (ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は、支給されません。平成27年度における育児休業者数は、637人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位:人)

区分	知事	公営企業管理者	人事委員会	教育委員会	警察本部長	合計
育児休業者数	54	146	1	380	56	637

###### (イ) 部分休業

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。平成27年度における部分休業者数は、30人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位:人)

区分	知事	公営企業管理者	人事委員会	教育委員会	合計
部分休業者数	11	11	1	7	30

## (ウ) 育児短時間勤務

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務をすることが認められる制度です。育児短時間勤務をしている期間については、給与が減額されます。平成27年度における育児短時間勤務者数は、113人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	合 計
育児短時間勤務者数	11	98	4	113

## (エ) 自己啓発等休業

職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合、2年間（国際貢献活動は3年間）を限度に休業することが認められる制度です。平成27年度における自己啓発等休業者数は1人です。

(単位：人)

区 分	教 育 委 員 会	合 計
自己啓発等休業者数	1	1

## (オ) 配偶者同行休業

職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。平成27年度における休業者数は、2人です。

(単位：人)

区 分	教 育 委 員 会	合 計
配偶者同行休業者数	2	2

## (カ) 修学部分休業

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、2年間を限度に、修学のために必要な時間を休業することが認められる制度です。平成27年度における修学部分休業者数は、0人です。

## (キ) 高齢者部分休業

定年退職日前5年間の職員が希望する場合、公務運営に支障がない場合は、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、定年退職日までの間、勤務時間を短縮することが認められる制度です。平成27年度における高齢者部分休業者数は、0人です。

## (ク) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。平成27年度における休業者数は、1人です。

(単位：人)

区 分	教 育 委 員 会	合 計
大学院修学休業者数	1	1

## (6) 分限及び懲戒処分の状況

## ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職又は降任があります。平成27年度における分限処分数は、303件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
休 職	88	39	125	51	303
合 計	88	39	125	51	303

## イ 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。平成27年度における懲戒処分数は、8件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	教 育 委 員 会	合 計
免 職	0	3	3
停 職	0	1	1
減 給	0	1	1
戒 告	3	0	3
合 計	3	5	8

## (7) 服務の状況

地方公務員法第30条では、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限など、服務上の強い制約を課しています。各任命権者においては、平成27年度において、以下の措置を講じました。

## ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び代表監査委員

(ア) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	飲酒運転の根絶について意識の徹底を図るとともに、交通事故及び交通違反の防止について注意喚起を行いました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に対する職務対応の向上、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行及び経費の節減、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。
飲酒運転の根絶について	職員の飲酒運転による事故が発生したことを受け、飲酒運転が県全体に対する県民の信頼を著しく失墜させる行為であることを自覚させ、再びこのような事態を招くことがないように周知徹底を図りました。
交通事故等の防止について	非常勤職員による交通死亡事故が発生したことを受けて、職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、非常勤職員及び臨時職員の任用に際し、自らが公務員であることを自覚させること、及び交通事故等を防止するよう努めさせることについて周知徹底を図りました。

(イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。

(ウ) 綱紀の保持及び服務規律の確保に加え、不祥事の再発防止を図ることを目的として、管理職等を対象に公務員倫理に関する研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。

(エ) 交通違反及び交通事故の発生を防止することを目的として、管理職等を対象に安全運転に関する講習会を開催するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。

(オ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な対応要領等に関する研修会を実施しました。



## イ 教育委員会

網紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を發出し、教職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	ゴールデンウイークの時期をとらえて、交通事故等の防止について注意喚起を行いました。
飲酒運転の根絶について	飲酒運転の根絶に取り組んでいる中、他の任命権者において飲酒運転による事故が発生したことから、改めて教職員に周知徹底を図りました。
網紀の保持及び服務規律の確保について	教員による青少年保護条例違反の事案が発生したことから、こうした不祥事が県民の信頼を大きく損ねるものであることを重く受け止め、一日も早く信頼回復できるよう、これまで以上に服務規律の厳正な遵守に取り組むよう通知しました。
交通事故等の防止について	交通事故、違反の根絶に取り組んでいる中、他の任命権者において交通死亡事故が発生したことから、改めて教職員に周知徹底を図りました。
網紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、網紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に対する職務対応の向上及び利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、経費の節減、業務の適正な執行、セクハラ及びパワハラ等の防止、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。
教職員の服務規律の徹底について	公立中学校において体罰があったとの報道があり、児童生徒への影響も懸念されることから、「体罰は、児童生徒の人間としての尊厳を傷つけ信頼関係を損なう行為であり、絶対あってはならないという認識をもつ」等、体罰根絶に向けた取組みを図るよう通知しました。
網紀の保持及び服務規律の徹底について	教員による窃盗未遂、生徒に対する不適切な行為、盗撮等の事案が相次いで発生したことから、こうした不祥事が県民の信頼を大きく損ねるものであることを重く受け止め、一日も早く信頼回復できるよう、これまで以上に服務規律の厳正な遵守に取り組むよう通知しました。また、教職員としての職責や心構えをチェックできる「不祥事防止のためのチェックリスト」を配布しました。
網紀の保持及び服務規律の確保について	法令の順守や公務員倫理の醸成に取り組んでいる中、他の任命権者において県迷惑防止条例違反の事案が発生したことから、改めて教職員に周知徹底を図りました。

## ウ 警察本部長

(ア) 網紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を發出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
ハラスメント防止対策推進月間の実施について	11月がハラスメントの防止月間であることから、職員への意識の涵養及び教養の実施を指示しました。
平成27年度ハラスメント相談員の指定に係る報告について	ハラスメント防止対策要綱（平成25年5月15日付通達）に基づき、防止対策の実効性を高めるために、ハラスメント相談員を選定するよう指示しました。
ハラスメント教養の実施	ハラスメントの相談対応要領による教養を実施するとともに、ハラスメント相談窓口を案内しました。
服務だより「ストップ・ハラスメント」の発出	ハラスメント事案を認知した場合、サービスだより「ストップ・ハラスメント」をタイムリーに発出し、ハラスメントの防止対策を図りました。
職員に対する生活指導推進月間の実施	非違事案防止のため、部下職員に対する適切な指導を指示しました。
夏季における規律の保持と各種事故防止	業務管理の徹底、身上把握・指導の徹底、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止、飲酒に対する自覚と規律の徹底、各種事故防止を指示しました。
年末年始における規律の保持と各種事故防止	業務管理の徹底、身上把握・指導の徹底、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止に対する自覚と規律の徹底、各種事故防止を指示しました。
人事異動期における規律の保持と各種事故防止	取扱事件等の処理状況の確認と証拠品等の確実な点検及び引継の徹底を指示しました。
節度ある飲酒の徹底について	各所属に対する飲酒事故防止対策の徹底を指示しました。
職員による交通事故防止検討会の実施について	職員の交通事故ゼロを目指し、交通事故防止対策に取り組んでいるところであるが、事故の減少が見られないことから職員による検討会の実施を指示しました。

「ストップ事故通信」の発出

職員の交通事故が多発していることから、「ストップ事故通信」をタイムリーに発出し、交通事故防止の徹底を指示しました。

## (8) 退職管理の状況

### 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会、警察本部長

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。

また、管理監督の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、離職した際の任命権者に再就職情報を届け出るよう義務付けています。

## (9) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、平成27年度は、各任命権者において以下のとおり研修を実施しました。

### (ア) 知事

#### a 研修所における研修

愛媛県研修所において、教員、警察官を除く各任命権者の職員を対象に、以下のとおり研修を実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
階 層 別 研 修	新規採用職員、新規採用臨時職員、中堅職員、係長・主幹・課長級の新任者、部長・次長級の現任者を対象に、それぞれの階層に共通に必要なとされる知識・技術の習得を目的とする研修	9コース 参加者 933人
ス テ ー ジ ア ッ プ 研 修	新規採用から主幹昇任までの各階層別研修の間を3つの能力開発期間（ステージ）と捉え、次の職位で必要とされる知識・能力をあらかじめ取得することを目的とした研修	25コース 参加者 758人
指 導 者 養 成 研 修	職場内で新規採用職員の指導、接遇の指導、OJT能力の向上に携わる職員を対象に、指導者としての知識や技法を習得することを目的とした研修	3コース 参加者 164人
出 前 講 座	東予・南予地域の職員の研修機会の拡充を図るため、出前講座（クレーム対応講座）を実施	2コース 参加者 161人
部 局 研 修	新たに税務・生活保護等の業務に従事する職員を対象に、担当する業務に直結する知識・技術の習得を目的とする研修	7コース 参加者 132人

#### b 長期派遣研修

広範な専門知識や実務能力等の習得、幅広い視野のかん養を図るため、中央省庁（10人）や自治大学校（5人）、民間企業等（6人）へ職員を派遣しました。

また、独立行政法人日本貿易振興機構、一般財団法人自治体国際化協会、公益財団法人交流協会等に5人の職員を長期派遣し、国際化に対応できる人材の育成に努めました。

#### c 職員の自己啓発を促進するため、自主研究グループ（1グループ）の育成を行いました。

### (イ) 公営企業管理者

医療に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の医療水準の向上を図るため、医師を国内の先進・専門医療機関（5人）や海外の学会（33人）に派遣しました。

また、県立病院の看護職員を対象に、職務の遂行に必要な知識、技能の習得等を目的として、県立4病院合同研修（21コース、1,058人）を実施しました。

さらに、看護に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の看護水準の向上を図るため、看護師に日本看護協会等が主催する研修を受講させました。（15人）

### (ウ) 人事委員会

人事委員会事務局職員としての資質向上を図るため、公益財団法人日本人事試験研究センター等が実施する研修を受講させました。（3人）

(工) 議会議長

議会事務局職員としての資質向上を図るため、全国都道府県議会議長会が実施する研修を受講させました。(5人)

(オ) 代表監査委員

監査を行う上で必要とされる専門知識や技術を習得し、その資質の向上を図るため、国の専門機関等が実施する研修を受講させました。(11人)

(カ) 教育委員会

a 教職員としての指導力や資質の向上を図るため、総合教育センター等において、専門的・実践的な研修を以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
基 礎 研 修	教員の初任者、2年経験者、5年経験者、10年経験者を対象に、教育公務員特例法により義務付けられている基礎研修等	〔市町立学校教職員〕 4コース 参加者 383人
		〔県立学校教職員〕 17コース 参加者 256人
職 務 別 研 修	新任の校長、教頭、生徒指導主事等を対象に、校務分掌や職位等に関係する必要な知識・技能の習得を目的とする義務的研修	〔市町立学校教職員〕 31コース 参加者 4,756人
		〔県立学校教職員〕 15コース 参加者 2,415人
課 題 別 研 修	受講を希望する教職員を対象に、英語指導や情報教育等の高い専門知識・技能の習得を目的とする研修	〔市町立学校教職員〕 149コース 参加者 11,727人
		〔県立学校教職員〕 85コース 参加者 4,096人

b 教職員としての指導力や資質向上を目的として、国内の研修機関等や大学院等の教育機関への派遣及び海外派遣について、以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
国 内 派 遣	多様な研修の確保の観点から、教職員の自己研修の奨励と学習指導力の向上を目的として、職員派遣研修を実施しました。	〔市町立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 63人
		〔県立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 24人
大 学 院 等 派 遣	高度で広範囲な課題に対応する資質を養うことを目的として、国立大学大学院等へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 23人
		〔県立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 8人
海 外 派 遣	教職員に諸外国の教育、文化の実情を理解させ、国際的視野に立った識見を深めることを目的として、海外へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 イギリス・イタリア・オーストラリア3人
		〔県立学校教職員〕 アメリカ 1人

(キ) 警察本部長

警察教養規則により、警察職員1人1人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的に、道府県警察学校等において警察教養を行うこととされています。愛媛県警察学校においては、平成27年度は、採用時教養(6期 162人)、昇任時教養(2期 17人)、専科等(33期 301人)の警察教養を行いました。

また、警察職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、警察庁が設置する管区警察学校(180人)、警察大学校(89人)及び法科学研究所(10人)で警察教養を行いました。

(10) 福祉及び利益の保護の状況

ア 厚生福利制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、任命権者、地方公務員等共済組合法に基づき設置される共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿って職員が任意で設置する互助会において、職員の厚生福利事業を実施しています。

(ア) 職員の健康保持、疾病予防対策

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策、健康相談及び健康教育等を実施しています。平成27年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 健康診断

区 分	概 要
知 事 等	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診や大腸検診及び人間ドック等を、それぞれ行いました。
教 育 委 員 会	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。
警 察 本 部 長	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、各種がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で人間ドックを行いました。

注 知事等とは、任命権者のうち、教育委員会及び警察本部長を除くものをいいます（以下同じ。）。

各種健康診断の実施状況（平成27年度）

（知事等）

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	4,851人 一次検査 受診率 99.6%
	特別定期健康診断	1,789人 放射線業務従事職員検診、特定化学物質等使用職員検診、有機溶剤使用職員検診、深夜業務等従事職員検診
そ の 他 検 診	639人	振動業務従事者検診、VDT作業従事者検診（一次、二次）、農薬使用職員検診
が ん 検 診 等	が ん 検 診	7,687人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	2,608人 人間ドック、腹部超音波検診

（教育委員会）

県立学校

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	2,737人 一次検査 受診率 96.4%
そ の 他 検 診	307人	VDT作業従事者検診（一次、二次）、農薬使用業務従事者検診
が ん 検 診 等	が ん 検 診	6,203人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	1,135人 人間ドック、腹部超音波検診

事務局

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	324人 一次検査 受診率 99.1%
	特別定期健康診断	8人 有害業務等従事職員検診
そ の 他 検 診	48人	VDT作業従事者検診（一次、二次）
が ん 検 診 等	が ん 検 診	726人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	211人 人間ドック、腹部超音波検診

(警察本部長)

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	2,782人 一次検診 受診率 100%
	特別定期健康診断	663人 有機溶剤使用職員検診、アクアリング隊員検診、深夜業務従事者検診、鉛業務従事者検診
そ の 他 検 診	56人	VDT作業従事者検診(一次、二次)
が ん 検 診 等	が ん 検 診	2,422人 胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	848人 人間ドック、腹部超音波検診

## b メンタルヘルス対策

区 分	概 要
知 事 等	「愛媛県職員こころの健康づくり指針」により、総合的、体系的に取り組みました。中でも、「職場復帰支援システム」の運用、健康相談室での相談、メンタルヘルスセミナーの開催のほか、共済組合と共同で外部専門機関による相談事業を行いました。
教 育 委 員 会	精神科医や臨床心理士等による心の健康相談を行うとともに、精神疾患による退職者の復職支援を実施し、管理職に求められる対応について「管理職のための職場のメンタルヘルスハンドブック」を配布しています。また、共済組合において外部専門機関による相談事業及びメンタルヘルスサポート事業が、共済組合と互助会の共同によりメンタルヘルスセミナー及びストレスチェックが、それぞれ行われました。
警 察 本 部 長	共済組合と共同で部外カウンセラー(精神科医)による相談事業のほか、心理カウンセラー(精神保健福祉士)によるメンタルヘルスセミナーや心の健康相談(カウンセリング)を実施しました。

## c 健康相談・健康教育

区 分	概 要
知 事 等	健康相談室の設置・相談、健診事後指導、禁煙サポート、ヘルスアップセミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において、電話相談等が行われました。
教 育 委 員 会	産業医等による健康相談を行うとともに、共済組合において、健康づくりセミナー(夏季・冬季)、一日介護講座、電話相談等が行われました。
警 察 本 部 長	産業医・カウンセラー・健康管理対策室による相談、健診事後指導、禁煙サポート、肥満セミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において健康教室の開催等健康づくり運動を推進しました。

## (イ) 安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等を配置し、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するための安全衛生管理体制を整備しています。

区 分	委員会名	設置数
知 事 等	総括安全衛生委員会	1
	安全衛生委員会	12
	衛生委員会	14
教 育 委 員 会	総括安全衛生委員会	1
	衛生委員会	67
警 察 本 部 長	安全衛生委員会	18

## (ウ) その他

職員の厚生福利事業を進めるため、元気回復事業等を実施しています。平成27年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

## a 元気回復事業等

区 分	概 要
知 事 等	ボランティア活動の支援、職員だよりの発行等を行うとともに、図書室や職員運動場を設置しています。また、共済組合と共同で、ライフプランの支援事業を行いました。更に、共済組合において、プール、山の家の助成等が、互助会において、サークルへの活動助成、カフェテリアプラン(選択型福利厚生事業)等が、それぞれ行われました。

教育委員会 共済組合において、ライフプランの支援事業、保養所の設置等が、互助会において、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成等が、それぞれ行われました。

共済組合福祉事業  
平成27年度実績

区 分		利用者数
知事等 【地方職員共済組合】 組合員数 5,887人 被扶養者数 6,841人	健 診 事 業	11,143人
	健康づくり事業	8,311人
	愛 媛 診 療 所	3,681人
	貸 付 累 計 件 数	787件
教育委員会 【公立学校共済組合】 組合員数 12,631人 被扶養者数 11,451人	健 診 事 業	4,000人
	健康づくり事業	979人
	そ の 他 事 業	1,277人
	に ぎ た つ 会 館	86,031人
	貸 付 累 計 件 数	2,371件
警察本部長 【警察共済組合】 組合員数 2,868人 被扶養者数 3,881人	健 診 事 業	4,049人
	健康づくり事業	2,141人
	そ の 他 事 業	88人
	貸 付 累 計 件 数	749人

互助会事業実績  
平成27年度実績

(千円)

区 分	主な保健文化事業	事業費
知事等 会 員 数 5,823人 会 員 掛 金 130,260千円	リフレッシュ助成事業、サークル助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、生涯設計支援事業	64,107
教育委員会 会 員 数 12,026人 会 員 掛 金 353,582千円	人間ドック、メンタルヘルスセミナー、退職準備セミナー、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成、インフルエンザ予防接種補助等	27,430
警察本部長 会 員 数 2,991人 会 員 掛 金 61,301千円	資格取得・通信教育等助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、柔剣道指導育成、事件検挙助成等	55,350

b 給付事業

(a) 共済組合による給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の病気、出産、死亡、休業等に関し、相互救済を図るため、法定給付として、保健給付、休業給付及び災害給付が行われるとともに、法定給付に付加して給付する附加給付が行われています。

平成27年度実績

(千円)

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
保 健 給 付	93,198	2,949,973	809,449
直 営 保 健 給 付	10,504	25,741	2
休 業 給 付	188,734	445,211	56,931
災 害 給 付	0	0	0
附 加 給 付	19,554	52,621	14,841
一 部 負 担 金 払 戻 金 等	18,891	50,034	10,508
計	330,881	3,523,580	891,731

## (b) 互助会による給付

互助会により、会員等の病気、出産、死亡等に関し、相互救済を図るための給付が行われています。

(千円)

区 分	主な給付事業	給付総額
知 事 等	医療補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	45,863
教 育 委 員 会	療養費補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	332,064
警 察 本 部 長	死亡弔慰金、銀婚祝金、傷病見舞金、入学祝金等	3,656

## c 職員住宅(独身寮)設置状況

職員が安心して赴任し職務に専念できるよう、厚生福利施設として職員住宅等を設置しています。任命権者別の設置状況は、以下のとおりです。

(単位:戸)

区 分	知 事	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
戸 数	208	366	984

## イ 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。平成27年度に発生した公務災害・通勤災害の認定件数は、107件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位:件)

区 分	知 事	公 営 企 業 管 理 者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
公 務 災 害	5	9	24	63	101
通 勤 災 害	6	0	0	0	6
合 計	11	9	24	63	107

## ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会(以下「人事委員会」という。)に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。平成27年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(3)のとおり、人事委員会に対して措置の要求が行われています。

## エ 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、審査請求をすることができることとされています。平成27年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(4)のとおり、人事委員会に対して審査請求が行われています。

## 2 人事委員会の業務の状況

## (1) 競争試験及び選考の状況

職員の任用については、地方公務員法並びに職員の採用及び昇任に関する規則等を基本法規として、成績主義の原則が貫かれるよう努めました。

## ア 採用候補者試験の実施状況

平成27年度に実施した採用候補者試験は、次のとおりです。

(ア) 採用候補者試験実施状況

試験の名称	受験資格（平成27年 4 月 1 日現在）	受付期間	試験実施 年 月 日
愛媛県職員採用候補者（上級）試験	・年齢21（20）歳以上34歳未満の者 保健師のみ20歳以上で受験可能 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	27. 5 . 18 ～ 6 . 5	〔第1次〕 27. 6 . 28 〔第2次〕 27. 7 . 27～29、 8 . 3～12
愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験	年齢21歳以上39歳未満の者で、民間企業等での職務経験が5年以上ある者	27. 5 . 18 ～ 6 . 5	〔第1次〕 エントリーシートによる書類選考 〔第2次〕 27. 8 . 1・2 〔第3次〕 27. 9 . 6
愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成28年 3 月末日までに大学卒業見込みの者	27. 4 . 1～20	〔第1次〕 27. 5 . 9・10 〔第2次〕 27. 6 . 19～24
愛媛県警察官（男性）（大学卒特別募集）採用候補者試験	年齢18歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成27年 9 月末日までに大学卒業見込みの者のうち、平成27年10月 1 日の採用に応じられる者		
愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成28年 3 月末日までに大学卒業見込みの者		
愛媛県警察官（女性）（大学卒特別募集）採用候補者試験	年齢18歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成27年 9 月末日までに大学卒業見込みの者のうち、平成27年10月 1 日の採用に応じられる者		
愛媛県職員採用候補者（初級）試験	年齢17歳以上21歳未満の者 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	27. 8 . 17 ～ 9 . 4	〔第1次〕 27. 9 . 27 〔第2次〕 27. 10 . 26～29
愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験	短大卒程度 年齢20歳以上34歳未満の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者		
身体障害者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験	次の全ての要件を満たす者 ・年齢17歳以上34歳未満の者 ・身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者 ・自力により通勤（家族等による送迎を含む。）が可能で、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能なる者 ・活字印刷文による出題に対応できる者		
愛媛県少年補導職員採用候補者試験	年齢21歳以上35歳未満の者で、次のいずれかに該当する者 ・教員免許を有する者又は取得する見込みの者 ・大学で心理学を修学した者又は修学見込みの者	27. 8 . 17 ～ 9 . 4	〔第1次〕 27. 9 . 27 〔第2次〕 27. 10 . 26～29
愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の男子 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	27. 8 . 17 ～ 9 . 4	〔第1次〕 27. 10 . 17・18 〔第2次〕 27. 11 . 13～18
愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の女子 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）		

(イ) 採用候補者試験受験状況

a 愛媛県職員採用候補者（上級）試験

（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行政事務	60	702	499	151	132	63	7.9倍
行政事務（情報）	2	14	10	6	3	2	5.0倍



学 校 事 務	26	152	116	65	64	26	4.5倍
警 察 事 務	9	66	48	27	24	15	3.2倍
総 合 士 木	18	53	39	27	26	19	2.1倍
建 築	2	11	6	6	6	2	3.0倍
農 業	10	36	29	23	20	10	2.9倍
畜 産	2	5	5	4	4	2	2.5倍
林 業	5	18	14	9	9	5	2.8倍
水 産	2	17	11	6	5	2	5.5倍
電 気 ・ 電 子	2	14	7	6	6	3	2.3倍
化 学	6	45	28	15	15	7	4.0倍
機 械	1	11	7	4	2	1	7.0倍
薬 劑 師	8	14	12	11	11	10	1.2倍
福 祉	2	14	12	7	6	2	6.0倍
心 理	1	11	9	4	4	1	9.0倍
保 健 師	5	16	16	15	15	5	3.2倍
合 計	161	1,199	868	386	352	175	5.0倍

## b 愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験

（単位：人）

試 験 区 分	採用予定	申込(受験)者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	3次受験者数	3次合格者数	競争倍率
行 政 事 務	5	178	25	23	10	9	5	35.6倍

## c 愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者試験

（単位：人）

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警 察 官（男性）（大学卒）	29	221	191	87	76	50	3.8倍

## d 愛媛県警察官（男性）（大学卒特別募集）採用候補者試験

（単位：人）

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警 察 官（男性） （大学卒特別募集）	16	66	61	33	32	24	2.5倍

## e 愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験

（単位：人）

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警 察 官（女性）（大学卒）	6	77	55	25	18	12	4.6倍

## f 愛媛県警察官（女性）（大学卒特別募集）採用候補者試験

（単位：人）

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警 察 官（女性） （大学卒特別募集）	4	9	8	8	7	6	1.3倍

## g 愛媛県職員採用候補者（初級）試験

（単位：人）

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一 般 事 務	15	96	89	33	31	17	5.2倍
警 察 事 務	5	33	29	16	16	8	3.6倍
合 計	20	129	118	49	47	25	4.7倍

h 愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
短大卒程度 臨床検査技士	6	23	18	12	10	6	3.0倍

i 身体障害者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一般事務	若干名	9	8	6	6	3	2.7倍
警察事務	若干名	1	1	1	1	1	1.0倍
合計	-	10	9	7	7	4	2.3倍

j 愛媛県少年補導職員採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
少年補導職員	1	10	6	4	2	2	3.0倍

k 愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）（高校卒程度）	31	299	208	93	81	55	3.8倍

l 愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官（女性）（高校卒程度）	6	80	61	20	20	9	6.8倍

## イ 選考の実施状況

職員の採用・昇任については、特殊な職その他について、人事委員会の行う選考によることが認められています。  
平成27年度の採用・昇任に係る選考の実施状況は、次のとおりです。

(ア) 採用選考 (単位：人)

職群	級	代表的な職	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
行政職	1	主事・技師	4				4
	2	主事・技師	1		4		5
	3	係長	1		6		7
	4	専門員	2		25	1	28
	5	課長補佐・主幹	1		3		4
	6	本庁課長	1				1
	7	参事	2				2
	8	本庁局長	2				2
	9	本庁部長	1				1
公安職	1	巡査				4	4
	2	主任				4	4
	3	係長				4	4
	4	係長				1	1
	5	課長補佐				7	7
	6	本部課次長				3	3
	7	本部課長				6	6

	8	部 長				3	3
	9	部 長					
研 究 職	1	研 究 員					
	2	主 任 研 究 員					
	3	主 任 研 究 員					
	4	主 席 研 究 員					
	5	機 関 の 長					
医 療 職 ( 一 )	1	技 師	4	17			21
	2	係 長 ・ 医 長	1	21			22
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長		3			3
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長		6			6
	5	医 監					
医 療 職 ( 二 )	1	技 師		3			3
	2	技 師	3	5			8
	3	主 任					
	4	係 長					
	5	専 門 員					
	6	地 方 機 関 の 課 長					
	7	薬 剤 部 長					
医 療 職 ( 三 )	1	技 師					
	2	技 師	6	110			116
	3	主 任					
	4	係 長					
	5	専 門 員					
	6	副 看 護 部 長					
	7	看 護 部 長					
技 能 労 務 職							
合 計			29	165	38	33	265

(1) 昇任選考

(単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	人事委員会	議 会 議 長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合 計
行 政 職	3	係 長								
	4	専 門 員								
	5	課 長 補 佐 ・ 主 幹								
	6	本 庁 課 長	34	2			9	3		48
	7	参 事	46	1	1	1	5	1		55
	8	本 庁 局 長	20	2			2			24
	9	本 庁 部 長	5	1		1				7
公 安 職	2	主 任								
	3	係 長								
	4	係 長								
	5	課 長 補 佐								
	6	本 部 課 次 長								
	7	本 部 課 長							14	14

	8	部 長						6	6	
	9	部 長						3	3	
研 究 職	2	主 任 研 究 員								
	3	主 任 研 究 員								
	4	主 席 研 究 員								
	5	機 関 の 長								
医 療 職(一)	2	係 長 ・ 医 長								
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長								
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長								
	5	医 監		9					9	
医 療 職(二)	4	係 長								
	5	専 門 員								
	6	地 方 機 関 の 課 長								
	7	薬 剤 部 長	2	1					3	
医 療 職(三)	4	主 任								
	5	専 門 員								
	6	副 看 護 部 長								
	7	看 護 部 長		1					1	
合 計			107	17	1	2	0	16	27	170

(ウ) 警察官階級昇任選考

(単位：人)

階 級	昇任者数
警 視	5
警 部	5
警 部 補	6
巡 査 部 長	
合 計	16

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告の状況

ア 報告の日及びその相手方

報 告 の 日	平成27年10月9日
報 告 の 相 手 方	議会議長及び知事

イ 報告の概要

(ア) 県職員の給与と民間給与との比較

a 月例給

平成27年4月分の県職員給与と県内の民間給与とを比較したところ、県職員給与が民間給与を1人当たり平均483円(0.13%)下回っています。

民間給与 (A)	380,590円	較 差 (A - B) 483円 (0.13%)
県職員給与 (B)	380,107円	

## b 特別給（期末・勤勉手当）

民間における年間支給割合は4.18月分であり、県職員の期末・勤勉手当の年間支給割合4.10月分が、民間における年間支給割合を0.08月分下回っています。

## (イ) 県職員の給与

## a 給与の改定

## (a) 月例給

給料表については、人事院勧告の内容（初任給・若年層2,500円、その他1,100円引上げを基本に改定）を基礎として、公民較差の是正に必要な率を乗じて得た額に改定すべきです（行政職の平均改定率0.74%）。

初任給調整手当については、以下のとおり改定すべきです。

・医療職給料表(一)の適用を受ける医師・歯科医師の支給限度額	月額	412,200円	413,300円
・上記以外の医師・歯科医師の支給限度額	月額	50,300円	50,500円
・獣医師の支給限度額	月額	30,200円	30,300円

地域手当については、以下とおり改定すべきです。

・東京都特別区在勤の支給割合	18%	18.5%
・大阪市在勤者・医療職給料表(一)適用者の支給割合	15%	15.5%
・名古屋市在勤者の支給割合	13%	14%
・高松市在勤者の支給割合	4%	5%

、及び の実施時期は、平成27年4月1日とすべきです。

## (b) 特別給

平成27年12月期の勤勉手当の支給割合を0.10月分（平成28年度以降は年間で0.10月分）引き上げるべきです。

## b 給与制度の総合的見直し

## (a) 基本的考え方

世代間の給与配分を更に適正化し、職務や勤務実績を給与に反映させるため、本県においても国に準じて給与制度の総合的見直しを実施する必要があると判断し、本年4月から3年間をかけて段階的に実施されているところであり、平成28年度においては次のとおり措置することが適当です。

## (b) 措置内容

地域手当については、以下のとおり改定すべきです。

・東京都特別区在勤者の支給割合	18.5%	20%
・大阪市在勤者・医療職給料表(一)適用者の支給割合	15.5%	16%
・名古屋市在勤者の支給割合	14%	15%
・高松市在勤者の支給割合	5%	6%

単身赴任手当については、以下のとおり改定すべきです。

・基礎額	月額	26,000円	30,000円
・加算限度額	月額	58,000円	70,000円

の実施時期は、平成28年4月1日とすべきです。

## c 再任用職員の給与

国における検討状況に留意しつつ、検討を進める必要があります。

## (ウ) 公務運営に関する課題

## a 人材の確保・育成

少子高齢化の進展による若年労働者の減少や民間企業の採用意欲の高まりも相まって受験者獲得競争が激化する中、時代に即した試験制度の在り方や県民の負託に応えることができる多様で有為な人材の確保策について幅広く検討し、これまで以上に受験者確保に取り組む必要があります。

また、職員の意識改革の徹底や人材育成にも引き続き取り組む必要があります。

## b 女性の採用・登用の拡大

男女共同参画社会の実現を図り、多様化する住民ニーズに対してよりバランスのとれた行政サービスを提供するため、女性職員が幅広く職務経験を積む機会を確保し、女性職員が働きやすい職場環境に留意しながら、有為な人材の積極的な採用・登用を進めていく必要があります。

## c 高齢層職員の能力・経験の活用（雇用と年金の接続の在り方）

年金支給開始年齢の引上げや、40～50歳代の職員が多いことによる将来的な懸念に対処するため、再任用職員の能力及び経験を職務遂行の中で活用していく必要があります。

また、国や民間の定年延長の動向を見極めながら、再任用の運用状況を随時検証する必要があります。

## d 仕事と生活の両立支援の推進

育児等を行う職員が仕事と生活を両立しながら勤務できる環境整備は、有為な人材の確保の観点からも重要であり、男女の区別なく職員が育児に参加できる職場環境づくりに一層取り組む必要があります。

## e 超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進等

超過勤務の縮減は、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や健康保持の面から重要な課題であり、長時間勤務の職場を注視しつつ、実効性の高い取組を一層推進する必要があります。

フレックスタイム制は、国の実施状況や他団体の動向を見極めながら検討する必要があります。

年次有給休暇は、取得しやすい職場環境づくりにな一層取り組む必要があります。

## f 職員の健康管理

精神疾患による長期の病気休暇取得者は依然として多数に及んでおり、引き続きラインケアの充実・強化を図り、予防及び早期発見・早期対応に努めるほか、ストレスチェック制度の適切な運用に努める必要があります。

また、引き続きパワハラやセクハラなどの未然防止に努め、快適な職場環境を維持する必要があります。

## (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法第46条の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られることを要求できるとされています。

平成27年度中の要求件数、終結件数及び平成28年度への繰越件数はいずれもありません。

## (4) 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、地方公務員法第49条の2の規定により、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会又は公平委員会に対して、審査請求をすることができるとされています。

平成27年度中の請求件数、終結件数及び平成28年度への繰越件数はいずれもありません。

## (5) 苦情の処理の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求のほか、職員の苦情を処理することとなっています。

平成27年度中の処理件数は3件です。

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年9月30日

愛媛県知事 中村時広

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

サーベイメータ及びデジタル式警報線量計（アロカ製）保守点検業務委託

## (2) 委託業務の内容及び数量

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 履行期限

平成29年3月24日（金）

## (4) 納入場所

入札説明書等による。

## (5) 入札方法

入札金額は、保守点検の対象となっているサーベイメータ及びデジタル式警報線量計の保守点検費用総額を記載すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税

及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(3) 保守点検対象となっている上記機器について、保守点検を行った実績があること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グループ

〒790 8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

電話 089 941 2111 内線2341

(2) 入札書の受領期限

平成28年11月2日（水）午後5時

(3) 入札説明書の交付方法  
愛媛県ホームページ (http://www.pref.ehime.jp/) でのダウンロード又は上記(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所  
平成28年11月14日(月) 午前10時30分  
愛媛県庁第1別館3階 災害対策室A

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望するものは、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事からの当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受付期間

平成28年9月30日(金)から平成28年11月2日(水)午後5時15分まで

イ 受付場所

上記3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Survey meters and Electronic Pocket Dosimeters (made by Hitachi Aloka Medical CO., LTD) maintenance outsourcing

(2) Time limit of tender November 14, 2016 at 10:30 AM

(3) For further information, please contact: Nuclear Safety Measures Division, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570, Japan  
TEL +81 89 941 2111 Ext. 2341

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき平成28年6月12日から9月4日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成28年9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園(造園工事作業)

1級

受 検 番 号
A 甲 4

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	B 1	C 2		

金属熱処理(一般熱処理作業)

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4

機械加工（普通旋盤作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7	A 甲 2 A 甲 11	A 甲 3 C 1	A 甲 4 D 1	A 甲 5	A 甲 6

機械加工（横中ぐり盤作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

機械加工（フライス盤作業）

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

機械加工（平面研削盤作業）

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

機械加工（円筒研削盤作業）

2 級

受 検 番 号
A 甲 3

機械加工（数値制御旋盤作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	C 1	C 3

2 級



受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1	C 2

機械加工（数値制御フライス盤作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 9	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 6	C 1	C 2

機械加工（マシニングセンタ作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 12	A 甲 3 A 甲 13	A 甲 4 A 甲 14	A 甲 5 C 1	A 甲 8	A 甲 10

鉄工（製缶作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

建築板金（内外装板金作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	B 1

建築板金（ダクト板金作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 2

2 級

受 検 番 号
B 1

工場板金（曲げ板金作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1

仕上げ（治工具仕上げ作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 2

2 級

受 検 番 号
C 1

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

1 級

受 検 番 号
B 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8
A 甲 9	A 甲 10	B 5			

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	B 1	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 2	B 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 2	B 3	C 1

産業車両整備（産業車両整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 5	B 4

2 級

受 検 番 号
A 甲 2

建設機械整備（建設機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	B 1	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 12	A 甲 2 A 甲 16	A 甲 6 A 甲 17	A 甲 7 B 1	A 甲 8 C 1	A 甲 9

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2	C 3	C 4

建具製作（木製建具手加工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 3

プラスチック成形（射出成形作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2	B 3	B 4

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 3	C 4

石材施工（石張り作業）

2級

受 検 番 号
B 1

石材施工（石積み作業）

1級

受 検 番 号
A甲 1

とび（とび作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 9
A甲 10	A甲 11	A甲 12	A甲 13	A甲 14	A甲 16
B 1	B 2	B 3	C 1		

左官（左官作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6
A甲 7	C 1				

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 5	A甲 7	A甲 8	A甲 9

タイル張り（タイル張り作業）

1級

受 検 番 号
C 1

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6
A甲 7	C 1	C 3	C 4		

## 2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

## 防水施工（シーリング防水工事作業）

## 1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 4	A 甲 3	A 甲 4	C 1	C 2	C 3

## 防水施工（FRP防水工事作業）

## 1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 4	A 甲 2	A 甲 3	C 1	C 2	C 3

## 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）

## 1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 1

## 2級

受 検 番 号
A 甲 2

## 内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

## 1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 9	A 甲 3 A 甲 11	A 甲 4 C 1	A 甲 6 D 1	A 甲 7	A 甲 8

## 内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

## 1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 1	A 甲 2 C 2	A 甲 3 C 3	A 甲 5 C 4	A 甲 6	A 甲 7

## 熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

## 1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 6	A 甲 8	C 2	C 3

表装（壁装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 5	A 甲 7	C 1	C 2

2級

受 検 番 号
A 甲 1

塗装（建築塗装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	B 1	B 2	C 1	C 2
C 4	C 9	C 13			

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 5	B 1	B 2	C 1
C 2					

塗装（金属塗装作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 6	C 2

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13
B 1					

---

雑 報

---

○公 告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項の規定に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学の平成27年度に係る財務諸表について、次のとおり公告する。

平成28年 9月30日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学  
理事長 橋 本 公 二

## 貸借対照表

(平成28年3月31日)

【単位：円】

勘定科目	金	額
資産の部		
I 固定資産		
1 有形固定資産		
土地		643,989,000
建物	1,654,843,050	
建物減価償却累計額	305,445,660	1,349,397,390
構築物	7,087,500	
構築物減価償却累計額	3,268,125	3,819,375
工具器具備品	196,533,559	
工具器具備品減価償却累計額	76,944,992	119,588,567
図書		287,250,283
有形固定資産合計		2,404,044,615
2 無形固定資産		
ソフトウェア		122,747
電話加入権		18,000
無形固定資産合計		140,747
固定資産合計		2,404,185,362
II 流動資産		
現金及び預金		285,713,891
未収入金		2,775,762
たな卸資産		487,851
前払費用		759,565
流動資産合計		289,737,069
資産合計		2,693,922,431
負債の部		
I 固定負債		
1 資産見返負債		
資産見返運営費交付金等	73,632,489	
資産見返補助金等	17,464,064	
資産見返寄附金	12,970,709	
資産見返物品受贈額	252,903,517	356,970,779
2 長期リース債務		34,705,382
固定負債合計		391,676,161
II 流動負債		
寄附金債務		2,008,001
前受受託研究費等		868,314
未払金		97,765,791
リース債務		11,976,529
未払費用		11,983,448
預り科学研究費補助金		7,196,259
預り金		2,967,352
流動負債合計		134,765,694
負債合計		526,441,855
純資産の部		
I 資本金		
地方公共団体出資金		2,206,179,000
資本金合計		2,206,179,000
II 資本剰余金		
資本剰余金		108,511,190
損益外減価償却累計額( )		314,531,374
資本剰余金合計		206,020,184
III 利益剰余金		
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金		10,530,842
積立金		137,388,126
当期末処分利益		19,402,792
(うち当期総利益)		(19,402,792)
利益剰余金合計		167,321,760
純資産合計		2,167,480,576
負債純資産合計		2,693,922,431



## 損 益 計 算 書

(平成27年 4月 1日 - 平成28年 3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金 額	
経常費用		
業務費		
教育経費	69,555,905	
研究経費	40,733,235	
教育研究支援経費	23,901,683	
受託研究費	50,000	
役員人件費	39,067,758	
教員人件費	592,521,376	
職員人件費	122,210,975	888,040,932
一般管理費		77,741,822
財務費用		
支払利息	369,523	369,523
経常費用合計		<u>966,152,277</u>
経常収益		
運営費交付金収益		675,816,981
授業料収益		222,758,850
入学金収益		39,649,200
検定料収益		9,612,800
受託研究等収益		138,663
寄附金収益		2,116,934
補助金等収益		2,636,000
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	7,149,342	
資産見返寄附金戻入	1,750,992	
資産見返補助金等戻入	7,574,620	
資産見返物品受贈額戻入	8,345,935	24,820,889
財務収益		
受取利息	133,404	133,404
雑益		
財産貸付料収益	830,690	
手数料収入	77,400	
物品等売却収入	414,142	
雑益	5,252,404	6,574,636
経常収益合計		<u>984,258,357</u>
経常利益		18,106,080
臨時利益		
運営費交付金収益		<u>1,296,712</u>
当期純利益		<u>19,402,792</u>
当期総利益		<u><u>19,402,792</u></u>

## キャッシュ・フロー計算書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

【単位：円】

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	96,739,122
人件費支出	711,889,749
その他の業務支出	69,329,770
運営費交付金収入	695,662,000
授業料収入	219,276,150
入学金収入	39,367,200
検定料収入	9,612,800
受託研究等収入	1,005,937
寄附金収入	1,900,000
その他の収入	6,586,653
小計	95,452,099
業務活動によるキャッシュ・フロー	95,452,099
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	9,939,044
定期預金の払戻しによる収入	137,388,126
有形固定資産の取得による支出	89,282,046
小計	38,167,036
利息の受取額	133,404
投資活動によるキャッシュ・フロー	38,300,440
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	12,843,896
小計	12,843,896
利息の支払額	334,354
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,178,250
IV 資金増加額	120,574,289
V 資金期首残高	165,139,602
VI 資金期末残高	285,713,891

## 利益の処分に関する書類

【単位：円】

勘 定 科 目	金	額
I 当期末処分利益 当期総利益	19,402,792	19,402,792
II 積立金振替額 教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金	10,530,842	10,530,842
III 利益処分額 積立金	29,933,634	29,933,634

## 行政サービス実施コスト計算書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金 額	
I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	888,040,932	
一般管理費	77,741,822	
財務費用	<u>369,523</u>	966,152,277
(2) (控除)自己収入等		
授業料収益	222,758,850	
入学金収益	39,649,200	
検定料収益	9,612,800	
受託研究等収益	138,663	
寄附金収益	2,116,934	
資産見返寄附金戻入	1,750,992	
財務収益	133,404	
雑益	<u>1,831,628</u>	<u>277,992,471</u>
業務費用合計		688,159,806
II 損益外減価償却相当額		66,654,544
III 引当外賞与増加見積額		382,685
IV 引当外退職給付増加見積額		16,984,790
V 機会費用		0
VI 行政サービス実施コスト		<u>738,212,245</u>

## 注 記

## I 重要な会計方針

## 1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金及び派遣職員人件費については費用進行基準を採用しています。

## 2. 減価償却の会計処理方法

## (1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	11年～27年
構築物	10年
工具器具備品	3年～5年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第85）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいています。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、賞与に係る引当金は計上していません。

なお、職員に支給する賞与のうち、翌事業年度の運営費交付金により財源措置されるものについては、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額として、当事業年度末の支給対象期間に応じた支給見込額から前事業年度末の同見込額を控除した額を計上しています。

## (2) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87に基づき計算された退職一時金に係る当事業年度末の引当外退職給付見積額から前事業年度末における同見積額を控除した額を計上しています。

## 4. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品について、最終仕入原価法を採用しています。

## 5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

平成28年4月25日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省自治行政局行政経営支援室、総務省自治財政局公営企業課、総務省自治財政局財務調査課）に基づき、0%で計算しています。

## 6. リース取引の会計処理

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

## 7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

## II 貸借対照表注記

1. 翌期の運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額 43,135,170円

2. 翌期以降の運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額 490,591,760円

（愛媛県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いております。）

## Ⅲ キャッシュ・フロー計算書注記

## 1. 資金の期末残高の貸借対照表表示科目の内訳

現金及び預金	285,713,891円
うち定期預金(控除)	0円
資金期末残高	285,713,891円

## 2. 重要な非資金取引

無償譲与等による固定資産の受入

現物寄附を受けた財産の額	3,519,407円
ファイナンス・リースによる資産増加額	49,805,011円

## Ⅳ 行政サービス実施コスト計算書注記

- 引当外賞与増加見積額の中には、愛媛県からの派遣職員に係る 396,905円が含まれています。
- 引当外退職給付増加見積額の中には、愛媛県からの派遣職員に係る 16,643,415円が含まれています。
- 機会費用の内訳  
機会費用はすべて設立団体(愛媛県)に係るものです。

## Ⅴ 金融商品に関する事項

## (1) 金融商品の状況に関する事項

当法人の資金運用は、預金、国債、地方債、政府保証債等に限定しております。なお、現在は預金だけの運用となっており、運用先の経営状況等の監視等を行っています。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。  
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

【単位：円】

	貸借対照表計上額( )	時 価( )	差 額
現金及び預金	285,713,891	285,713,891	0
未払金	(97,765,791)	(97,765,791)	(0)
リース債務	(46,681,911)	(46,753,133)	71,222

負債に計上されているものは、( )で示しています。

## (注)金融商品の時価の算定方法

## 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しています。

## Ⅵ 賃貸等不動産の時価等の開示に関する事項

該当事項はありません。

## Ⅶ 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

## Ⅷ 重要な後発事項

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第85特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

【単位：円】

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差 引 当期末残高	摘要	
					当期償却額				
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	1,570,590,000	57,780,000	0	1,628,370,000	302,435,103	60,924,306	1,325,934,897	注
	工具器具備品	25,227,590	17,085,600	0	42,313,190	12,096,271	5,730,238	30,216,919	注
	計	1,595,817,590	74,865,600	0	1,670,683,190	314,531,374	66,654,544	1,356,151,816	
有形固定資産 (特定償却資産を除く)	建物	21,704,850	4,768,200	0	26,473,050	3,010,557	1,567,370	23,462,493	
	構築物	7,087,500	0	0	7,087,500	3,268,125	708,750	3,819,375	
	工具器具備品	134,745,345	64,207,231	44,732,207	154,220,369	64,848,721	26,790,508	89,371,648	注
	図書	289,723,451	5,860,869	8,334,037	287,250,283			287,250,283	
	計	453,261,146	74,836,300	53,066,244	475,031,202	71,127,403	29,066,628	403,903,799	
非償却資産	土地	643,989,000	0	0	643,989,000			643,989,000	
	建設仮勘定	16,200,000	0	16,200,000	0			0	
	計	660,189,000	0	16,200,000	643,989,000			643,989,000	
有形固定資産 の合計	土地	643,989,000	0	0	643,989,000			643,989,000	
	建物	1,592,294,850	62,548,200	0	1,654,843,050	305,445,660	62,491,676	1,349,397,390	
	構築物	7,087,500	0	0	7,087,500	3,268,125	708,750	3,819,375	
	工具器具備品	159,972,935	81,292,831	44,732,207	196,533,559	76,944,992	32,520,746	119,588,567	
	図書	289,723,451	5,860,869	8,334,037	287,250,283			287,250,283	
	建設仮勘定	16,200,000	0	16,200,000	0			0	
	計	2,709,267,736	149,701,900	69,266,244	2,789,703,392	385,658,777	95,721,172	2,404,044,615	
無形固定資産	ソフトウェア	11,957,551	0	0	11,957,551	11,834,804	245,490	122,747	
	電話加入権	18,000	0	0	18,000			18,000	
	計	11,975,551	0	0	11,975,551	11,834,804	245,490	140,747	

注1) 当期有形固定資産増加高の内訳

建物

吸収式冷温水器、冷温水二次ポンプ及びポンプコントローラー 37,476,000円

ガラス飛散防止フィルム 11,340,000円ほか

工具器具備品

学内LANサーバシステム 32,998,252円

図書館総合管理システム 11,381,703円

自動分析装置 7,668,000円ほか

注2) 当期有形固定資産減少額の内訳

工具器具備品(リース期間満了による)

学内LANサーバシステム 32,813,550円

図書館総合管理システム 11,918,657円

(2) たな卸資産の明細

【単位：円】

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入	その他	払出	その他		
貯蔵品(灯油等)	420,426	6,431,089	0	6,570,035	0	281,480	
貯蔵品(郵券類等)	184,298	1,362,762	0	1,340,689	0	206,371	

計	604,724	7,793,851	0	7,910,724	0	487,851
---	---------	-----------	---	-----------	---	---------

注) たな卸資産は費用計上方式により会計処理しております。

- (3) 有価証券の明細  
該当事項はありません。
- (4) 長期貸付金の明細  
該当事項はありません。
- (5) 長期借入金の明細  
該当事項はありません。
- (6) 引当金の明細  
該当事項はありません。
- (7) 資産除去債務の明細  
該当事項はありません。
- (8) 保証債務の明細  
該当事項はありません。
- (9) 資本金および資本剰余金の明細

【単位：円】

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資 本 金	地方公共団体出資金	2,206,179,000	0	0	2,206,179,000	
	計	2,206,179,000	0	0	2,206,179,000	
資本剰余金	目的積立金	33,627,590	74,865,600	0	108,493,190	注1
	その他	18,000	0	0	18,000	
	計	33,645,590	74,865,600	0	108,511,190	
	損益外減価償却累計額	247,876,830	66,654,544	0	314,531,374	注2
	差引計	214,231,240	8,211,056	0	206,020,184	

注1) 固定資産の取得による増加です。

注2) 現物出資および目的積立金を財源とする特定償却資産の減価償却による計上です。

- (10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(10) - 1 積立金等の明細

【単位：円】

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金	71,717,772	13,678,670	74,865,600	10,530,842	注
法第40条第1項に基づく積立金	127,449,082	9,939,044	0	137,388,126	注
合計	199,166,854	23,617,714	74,865,600	147,918,968	

注) 当期増加額は、平成26年度の利益処分によるものです。

当期減少額は、当該積立金の用途に沿った使用によるものです。

(10) - 2 目的積立金取崩しの明細

【単位：円】

区 分	金 額	摘 要
目的積立金取崩額	-	-



そ の 他	教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金取崩	74,865,600	建物附属設備及び工具器具備品の取得
合 計		74,865,600	

(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(11) - 1 運営費交付金債務

【単位：円】

交付年度	期首残高	交 付 金 当期交付額	当期振替額					期末残高
			運営費交付金 収 益	資 産 見 返 運営費交付金	建 設 仮 勘 定 見 返 運 営 費 交 付 金	資 本 剰 余 金	小 計	
平成25年度	2,668,256	0	2,668,256	0	0	0	2,668,256	0
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	-	695,662,000	674,445,437	21,216,563	0	0	695,662,000	0
計	2,668,256	695,662,000	677,113,693	21,216,563	0	0	698,330,256	0

当期振替額の運営費交付金収益には、地方独立行政法人会計基準注解第55条3項の規定に基づき、臨時利益に計上した1,296,712円が含まれています。

(11) - 2 運営費交付金収益

【単位：円】

区 分	平成25年度交付分	平成26年度交付分	平成27年度交付分	合 計
期間進行基準	0	0	520,909,437	520,909,437
費用進行基準	2,668,256	0	152,239,288	154,907,544
会計基準第79条3項による振替額(注)	0	0	1,296,712	1,296,712
計	2,668,256	0	674,445,437	677,113,693

注) 地方独立行政法人会計基準第79条3項の規定に基づき、運営費交付金債務の残高を全額収益に振替えています。

(12) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(12) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(12) - 2 補助金等の明細

【単位：円】

区 分	当期交付額	当期振替額			摘 要
		資産見返補助金等	補助金収益	その他	
平成27年度愛媛県介護人材研修等支援事業費補助金	2,636,000	0	2,636,000	0	
計	2,636,000	0	2,636,000	0	

(13) 役員及び教職員の給与の明細

【単位：円、人】

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人数	支給額	支給人数
役 員	常勤	33,347,348	3	0	0
	非常勤	300,000	4	0	0
	計	33,647,348	7	0	0
教職員	常勤	520,734,095	76	73,456,603	12
	非常勤	12,712,029	25	0	0
	計	533,446,124	101	73,456,603	12
	常勤	554,081,443	79	73,456,603	12

合 計	非常勤	13,012,029	29	0	0
	計	567,093,472	108	73,456,603	12

注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員報酬規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員退職手当規程に基づき支給しています。

注2) 教職員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員給与規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の給与の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の住居手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の通勤手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の単身赴任手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の初任給調整手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の特殊勤務手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員退職手当規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の退職手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学有期雇用職員給与規程、非常勤講師の報酬額について(理事長決定)、日々雇用職員の賃金日額について(事務局長決定)に基づき支給しております。

注3) 役員および教職員の報酬または給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しています。

注4) 支給額には法定福利費は含んでいません。

(14) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(15) 業務費及び一般管理費の明細

【単位：円】

教育経費		
消耗品費	10,011,576	
備品費	2,033,564	
印刷製本費	3,944,040	
水道光熱費	12,456,909	
旅費交通費	4,313,974	
通信運搬費	1,678,398	
賃借料	917,319	
保守費	7,212,035	
修繕費	1,022,684	
諸会費	34,000	
報酬・委託・手数料	8,007,259	
奨学費	3,764,700	
減価償却費	13,845,995	
雑費	313,452	69,555,905
研究経費		
消耗品費	11,217,690	
備品費	2,703,688	
印刷製本費	252,188	
水道光熱費	2,430,853	
旅費交通費	10,112,890	
通信運搬費	570,755	
賃借料	837,270	
保守費	1,402,516	
修繕費	396,900	
諸会費	1,122,000	
会議費	16,500	
報酬・委託・手数料	2,352,938	
減価償却費	7,267,123	
雑費	49,924	40,733,235
教育研究支援経費		
消耗品費	2,665,068	
備品費	733,776	
印刷製本費	128,844	
水道光熱費	1,406,698	
旅費交通費	555,338	

通信運搬費		5,896,573	
賃借料		576,360	
保守費		811,615	
損害保険料		908	
諸会費		99,480	
報酬・委託・手数料		265,616	
減価償却費		2,418,925	
雑費		8,445	
図書費		8,334,037	23,901,683
受託研究費			50,000
役員人件費			
報酬		24,224,541	
賞与		9,422,807	
法定福利費		5,420,410	39,067,758
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	314,307,313		
賞与	104,172,212		
退職給付費用	73,456,603		
法定福利費	92,461,248	584,397,376	
非常勤教員給与			
給料	8,124,000	8,124,000	592,521,376
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	81,699,480		
賞与	20,555,090		
法定福利費	15,335,069	117,589,639	
非常勤職員給与			
給料	4,588,029		
法定福利費	33,307	4,621,336	122,210,975
一般管理費			
消耗品費		11,045,795	
備品費		5,274,808	
印刷製本費		1,004,940	
水道光熱費		9,269,590	
旅費交通費		2,178,413	
通信運搬費		1,300,833	
賃借料		855,233	
福利厚生費		646,101	
保守費		7,846,959	
修繕費		9,228,211	
損害保険料		1,667,455	
広告宣伝費		738,320	
諸会費		1,340,075	
会議費		7,200	
報酬・委託・手数料		19,252,649	
減価償却費		5,780,075	
雑費		305,165	77,741,822

(16) 寄附金の明細

【単位：円、件】

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
奨学寄附金	1,900,000	2	
現物寄附(工具器具備品)	2,613,600	3	
現物寄附(図書)	905,807	32	
合 計	5,419,407	37	

- (17) 受託研究の明細  
該当事項はありません。

- (18) 共同研究の明細

【単位：円】

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	その他	期末残高
共同研究	1,040	1,005,937	138,663	0	868,314
合 計	1,040	1,005,937	138,663	0	868,314

- (19) 受託事業等の明細  
該当事項はありません。

- (20) 科学研究費補助金の明細

【単位：円、件】

種 目	当期受入	件 数	摘 要
日本学術振興会 基盤研究（A）	(150,000) 45,000		1
日本学術振興会 基盤研究（B）	(903,749) 271,125		1
日本学術振興会 基盤研究（C）	(10,057,854) 3,017,356		20
日本学術振興会 挑戦的萌芽研究	(3,700,000) 1,110,000		5
日本学術振興会 若手研究（B）	(998,425) 299,527		3
合 計	(15,810,028) 4,743,008		30

(注)上段( )内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しています。

- (21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細  
現金及び預金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
現金	8,622	
普通預金	285,705,269	
定期預金	0	
計	285,713,891	

- 資産見返物品受贈額の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
工具器具備品	4	
図書	252,903,511	
ソフトウェア	2	
計	252,903,517	

- 未払金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
固定資産未払金	4,424,763	
その他未払金（人件費）	75,433,439	
その他未払金（物件費）	17,907,589	
計	97,765,791	